

平成27年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成27年9月4日（金曜日）

議事日程 第1号

平成27年9月4日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 5号 平成26年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成26年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 7号 平成26年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 議案第53号 平成26年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 認定第 1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 報告第 8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第20 議案第54号 玉村町税条例及び玉村町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第55号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第22 議案第56号 玉村町手数料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第57号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第58号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 25 議案第 59 号 平成 27 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 26 議案第 60 号 平成 27 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 27 議案第 61 号 平成 27 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 28 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 29 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

2番	渡邊俊彦君	3番	石内國雄君
4番	笠原則孝君	5番	齊藤嘉和君
6番	備前島久仁子君	7番	筑井あけみ君
8番	島田榮一君	10番	三友美恵子君
11番	高橋茂樹君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	川端宏和君	16番	柳沢浩一君

欠席議員（1人）

9番	町田宗宏君
----	-------

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	井野成美君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	経済産業課長	大谷義久君
都市建設課長	高橋雅之君	上下水道課長	萩原保宏君
会計管理者 兼会計課長	金井満隆君	学校教育課長	小板橋保君
生涯学習課長	小柴可信君		

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼 議事調査係長	松田純一
主査	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） おはようございます。

9番町田宗宏議員には、本日の午前中欠席との連絡を受けております。ご報告をいたします。また、生活環境安全課長につきましても、本日は欠席との連絡を受けておりますので、あわせて報告をいたします。

平成27年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、平成27年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は、決算議会とも言うべき、平成26年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。その審議結果が来年度の当初予算や今後の玉村町のまちづくりにも反映される、大変意義のある議会であります。私たち議会が議決した平成26年度予算が目的どおり適正に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。

また、条例改正や平成27年度補正予算、人事案件などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますよう願うものであります。さらに、今定例会には11名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

議員並びに町長を初め執行各位には、体調に十分留意をされ、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。



○開会・開議

午前9時2分開会・開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの報告は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（柳沢浩一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、14番宇津木治宣議員、15番川端宏和議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君） おはようございます。平成27年玉村町議会第3回定例会、議会運営委員長報告を申し上げます。

平成27年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月28日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月16日までの13日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、平成26年度決算に関する報告5件及び認定8議案並びに条例の一部改正や平成27年度補正予算に関する議案等10議案の計23議案を予定しています。

概要につきましては、日程第1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情の付託を行います。

次に、町長より報告第5号から報告第7号までの3件についての一括報告があります。

続いて、議案第53号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第8号及び報告第9号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。

その後、議案第54号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第55号及び議案第56号について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第57号から議案第61号までの5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、同意第4号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目と3日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程4日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程5日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は2人です。

本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

その後、総務常任委員会を開催します。

日程6日目は、経済建設常任委員会を開催します。

日程7日目は、文教福祉常任委員会を開催します。

日程8日目は、決算特別委員会を開催します。

日程9日目と10日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程11日目は、決算特別委員会を開催します。

日程12日目は、事務整理のため休会とします。

日程13日目は最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より議会全員協議会を開催します。

その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、決算特別委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの8議案の審査結果について委員長の報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行います。

最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りをいたします。

平成27年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から9月16日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月16日までの13日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の所管事務調査の報告を会議規則第77条の規定によりいたしたいと思います。

27年8月18日の火曜日、午後1時半から3時まで、これは長野県の山ノ内町において、主に定住促進事業の取り組み状況について調査いたしました。出席議員は、総務常任委員会の5名、それから柳沢議長です。随行者として石関事務局長及び松田係長、そして山ノ内町の説明者は総務課長の内田茂美氏、農林課長の紫草隆氏、農林課耕地林務係長の堀米貴秀氏、議会事務局長の河野雅男氏、そして議会事務局議事係長の常田和男氏でした。

経過としまして、平成19年8月に友好交流都市となって8年を経過した長野県山ノ内町の定住促進事業の取り組み及び玉村の森里親制度について調査し、今後の玉村町の政策に反映したいとの意欲で視察研修いたしました。

具体的に、山ノ内町の定住、移住促進にかかわる各種事業をこれから、11項目ほど書いておきましたので、詳しくは後で読んでいただきたいのですが、重立ったところを説明させていただきます。定住促進住宅建築工事等の補助金です。町内に住所を有する者が、住宅の新築、改修を町内業者を利用して工事を行う場合に補助金を交付するというものです。一般住宅について、10万円を上限に工事費の15%補助、また結婚3年以内または1年以内に結婚予定の40歳以下の方、これは50万円を上限に工事費用の30%補助というものです。

そしてまた、2番目として、若者定住促進家賃補助制度、町内に住所を有する結婚3年以内の若者夫婦に家賃の一部を3年間補助するというものです。月額2万3,000円以下のものに関しては、家賃から1万2,000円を控除した金額の補助、それで、月額2万3,000円以上になりますと、家賃から2万3,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した額で、上限2万7,000円となっております。

3番目として、空き家バンク事業、これは移住者向けです。町内の空き家所有者からの申し出を受けて、その空き家情報を町のホームページで発信、山ノ内町への移住希望者に提供するというものです。

また、4番目は、空き家家財道具等処分補助金、空き家バンク登録物件に残存する家財道具等の処分、運搬に係る経費に対して補助金を支給するというものです。対象経費の2分の1以内、上限が10万円です。

あと、5番目として、空き家活用改修等補助金、これも移住者向けです。町内に移住を希望する方

が空き家を購入し、または賃貸借し、改修を行った場合、改修工事に係る経費に対し補助金を交付、それは対象経費の2分の1以内、上限100万円。

あと、移住促進家賃補助金、それから住宅用太陽光発電システムの設置費の補助金もあります。これは、町内の住宅に太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付するというもので、太陽電池の最大出力1キロワット当たり3万円、上限15万円とするものです。

それから、山ノ内町独特のものでしょうか、温泉熱利用設備導入支援補助金、町内の温泉利用施設や温泉の引き湯住宅に温泉熱を利用した省エネルギー設備を導入する方に補助金を交付するというものです。事業者向けには、対象経費の3分の1、上限が50万円、個人向けに関しては、対象経費の3分の1、上限10万円とするものです。

それからまた、雪国ですので、雪を克服するという意味で克雪住宅普及促進事業補助金、町内業者に発注し、雪おろしによる負担軽減及び危険防止を図る工事です。上限50万円として、対象経費の5分の1を補助するというものです。

ペレットストーブ等設置事業補助金、これも上限10万円です。

そして、障害者・高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金もあります。

そのほかに、結婚、子育て、福祉、仕事に関する各種施策もありました。

次に、玉村の森里親制度について勉強いたしました。玉村町と山ノ内町は、長野県が推進する森林の里親促進事業を活用して、山ノ内町北志賀高原、夕日山の周辺です、この森林を健全な姿で保全、育成し、自然を愛する人々の交流の場として広く利用しながら、豊かな森林を後世につなげて地域の発展を願い、両者がここにきずなを結ぶという協定案を示していただきました。山ノ内町、玉村町の職員が森林の案内人となることで、玉村町民の玉村の森利用促進を図り、友好都市交流の活性化につなげようとするものであります。里親契約については3年の期限を設け、その期間に交流メニューの企画立案を行うというものです。

そのスケジュールとして、まずステップワンとして、森の導入編、玉村町民がより有意義な森林の利用活動を行えるように、森林の案内人となる玉村町職員の森林利用の知識等の習得を図ることを目的として、森林の散策、山ノ内のうまいもの体験、森林体験ツアーなどを実施するというものです。

ステップツーとして、森の実技編、森林を健全な姿で保育するため、各種作業、間伐などを通じて森林の保育について学び、得られた材等の資源の有効利用、資源の循環について体験していくというものです。

そして、森の卒業制作編ということでステップスリーを考えております。玉村町民の森での町民のための各種メニューの企画、実施を行うに当たり、来訪者が快適に集い、森林との一体感を感じることで活動の長期的継続を期待して、休息所やテーブル、椅子などの製作を行うというものです。

それで、交流メニューとしては、森林整備体験、森林内のトレッキングや散策、炭焼き体験、クラ

フト体験、地域うまいもの体験、それで冬の森林体験としてスノーシュー体験と、それから温泉とのコラボ企画等も検討可能ですというものです。

そして、全体の考察といたしまして、この2年間、総務常任委員会として幾つかの自治体を行政視察し、人口減対策や定住促進事業について勉強してきました。山ノ内町は、温泉やスキー場もあるので、年間交流人口、観光客という意味ですけれども、460万人にも及びますが、人口増にはつながっていない悩みがあります。人口減少の状況はそれぞれの自治体の地域性に大きく左右されていますが、取り組みについては補助金を使っでの移住誘導政策が主流となっていることは共通しております。

玉村町は、伊勢崎市、高崎市、前橋市に囲まれた地域性を有意義なものとする、独自性の高い定住促進政策を今後も具体的に一層推進することが求められています。また、玉村の森に関してなかなか取り組みが進まなかったのですが、長野県が推進する森林の里親促進事業を活用しての事業により、玉村町民の森林の果たす役割への理解が深まり、山ノ内町との友好促進につながることを期待したいと思います。

続きまして、翌日の8月19日、午前10時から11時半、これは長野県の小布施町に行ってきました。調査事項に関しては、少子化、人口減少対策、そして若者会議ということです。出席議員は同じです。それで、対応してくれた方が、小布施町議長の大島孝司氏、それから企画政策課定住交流係長、宮崎貴司氏、議会事務局長、三輪茂氏です。

まちづくり先進地として知られる小布施町は、人口1万1,000人、今回は小布施町から発信する小布施若者会議について視察研修し、その意義を探りました。「長野県の北部に、小布施町という小さな町があります。40年前まで「忘れ去られた」寒村だったこの町は、様々な人の「妄想と行動」の積み重ねによって、いつの間にか、年間100万人以上の観光客が訪れる全国でも有名な町になりました。私たちは、そんな奇跡を生み出してきたこの町から、これからの地方のあり方を提案し、実践していきたいと考えています」、これは小布施若者会議のパンフレットなのですが、このように書かれています。

そして、北斎と栗の町、歴史と文化の町、さらには花の町として観光化した小布施町は、大学やまちづくり関係者との交流も盛んで、東京理科大学、信州大学、法政大学と研究機関を設置し、慶應義塾大学とは慶應SDM・小布施町ソーシャルデザインセンターをつくり、町の課題解決につながる研究やプロジェクトに取り組んでおり、行政はもちろん、町内企業や町民と協働しながら各種プロジェクトを推進しています。

また、日米学生会議や地域づくりインターンといった若者の交流事業も盛んで、それらの参加者の中から小布施若者会議のアイデアが生まれました。これは、次世代を担う若者が田舎に一堂に会し、新たな地方の価値や可能性、地域の未来を徹底的に議論する場、その動きが全国に伝播することで、地方から日本を元気に、そして小布施を知り、理解を深めるきっかけにというものであります。

第1回目の会議は平成24年で、ことしは第4回目となります。関東圏を中心に100人ほどの若者が小布施町に集まり、民宿泊等しながら2泊3日を過ごし、夜を徹して話し合う。オールナイトセッションは体育館、分科会は民家や店舗などさまざまな会場で縦横に開かれています。

結果として、おもしろい人が集う町というブランドにつながり、信州若者1000人会議を初め、札幌、名古屋、京都、宮崎等、全国に若者会議を拡大することができました。地産地消プロデュースの株式会社ハピキラFACTORYとか日本小布施委員会、これはJOCと言っているらしいのですが、小布施と都会をつなぐ仕組みづくりを考えたり、小布施を第2の故郷にという第二町民ツアー、要するに、行きは観光、帰りは小布施町民気分と、こういったことなどに発展しています。

そして、全般の考察ですけれども、若者会議を始める経緯から見えていくと、大学関係者など町民以外の目、人が入ってきたことが大きな契機になっていることがわかります。昭和51年の北斎館開館以来、地域を整備し、観光を視野に入れたまちづくりの積み重ね、その成果と自信の上での小布施若者会議と言えます。会議の予算は年間400万円ほどで町が支出、成果はすぐには求めません。しかし、若者会議の宣伝効果は全国に広がっているという自信があり、時を経て小布施町に還元されるという判断のようです。視察に役場を訪れたときも、関東圏からかなりの高校生や大学生が役場内でさまざまな企画を実施していました。このような交流の姿は、町外の人が自然に出入りできる環境を何年もかけて作り出してきたという結果と言えらると思います。

玉村町に当てはめると、町の魅力づくりは一朝一夕というわけにはいかず、その王道もありません。自由で大胆で多様な発想、時間と根気、それも世代をつなぐ多くの人々の努力の積み重ねが求められてくるのではないかと考えます。

以上で、委員会の調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） 経済建設常任委員会所管の事務調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成27年8月3日から5日まで、広島県尾道市にあります尾道市役所では、空き家再生促進事業、景観事業について、そして愛媛県今治市の道の駅よしうみいきいき館の概要と経営戦略について、3日目は愛媛県の内子町にあります内子フレッシュパークからりの経営及び6次産業化の取り組みについて調査をいたしました。出席委員は、経済建設常任委員会の5名の委員と議長、随行者、対応者につきましてはお手元の資料をごらんください。

まず、今回、3日ということで、報告書が大変長く、15ページにわたって報告書をつくりました

ので、さっくりと説明させていただきたいと思います。まず、尾道市の空き家再生促進事業、景観事業についてでありますけれども、尾道市の人口は約14万人、面積の8割以上が森林、農地であります。年間の観光客は、633万人が観光客として訪れております。

尾道市は、歴史あるお寺や神社、坂道と海が織りなす美しい風景で有名ですけれども、そのほかにもさまざまな建物があって、そうした建物を理解して広げてもらうことが再発見になるとずっと尾道市は考えていたそうです。しかし、近年、高齢化や核家族化が進み、坂の中腹に建つ空き家が目立ち始めてまいりました。この空き家は尾道市の景観を壊しつつあり、景観を維持するためにはどうしたらいいのかを模索した結果、尾道空き家再生プロジェクトはスタートいたしました。そして、尾道市全域ではなくて、ある特定の部分を特別区に指定して、そこを景観保全施策としております。

この尾道空き家再生プロジェクトでありますけれども、今まで尾道市が単独でやっていたときはなかなか進まなかったこの事業を、尾道市とNPO法人の両方で役割を分担して、協働によってお互いの不足部分を補充してプロジェクトをスタートさせました。尾道市の役割は、空き家の実態調査や登録事務、そして仲介などの依頼を担当し、NPOのほうは、空き家の情報提供、活用相談、利用者間の連絡調整、このように役割を分けることによってこれが成功してきた例であります。

また、ここにNPOの代表者、豊田さんという方がおりますけれども、この方も何とか、自分の故郷に戻って、好きな地元尾道市で、今ある古い民家を活用して何とかしたいというふうな決意からNPO法人を立ち上げております。また、このNPO法人は、空き家の再生事業だけではなく、尾道市をどのようにPRするか、そして尾道市のまちづくりの発表会などさまざまなものに取り組んできております。また、尾道建築塾という塾を開いて、それをPRすることに大変力を注いでおります。

この尾道市のプロジェクトが成功したということは、やはり尾道市だけが単独でやったということではなくて、協働によって仕事を分けたということ、そしてこの一番の目的が景観を何とかしなくてはいけない、空き家を何とかしたいというだけではなくて、景観という観点から見て、尾道市をもっと観光客の寄る、PRする市としたいというところが原点であったということがよくわかりました。

そして、両方で取り組んだ結果、今は空き家バンクに登録されている物件と定住希望者のマッチングが成立してきているために、どんどん紹介できる物件が逆に少なくなってきております。そのため、新たな物件の掘り起こしも必要であります。所有されている空き家の価値がわからずに賃貸を諦めている家主もいるので、情報や提案をどんどん行っていきながら、そうした空き家の活用を積極的に進めていきたいということでもあります。

次に、道の駅よしうみいきいき館の概要と経営戦略についてであります。道の駅が初めて日本に誕生してから20年、今では全国に1,040カ所の道の駅がありますけれども、国土交通省が地方創生の核となる道の駅を重点的に応援するために、全国モデル「道の駅」を6カ所、それから重点「道の駅」を35カ所、重点「道の駅」候補を49カ所選定しております。その中の重点「道の駅」35カ

所の中に、今治市のしまなみ海道周辺の道の駅が選定されております。これは、ゲートウェー型の道の駅、つまり1つだけの道の駅ではなくて、ここにはたくさんの道の駅が点在しているのですが、その道の駅同士を結んで、それが一体となって観光事業に取り組んでいるということが特徴的であり、評価され、これは選定されております。

瀬戸内しまなみ海道周辺は、これまで観光資源が大変豊富であったにもかかわらず、四国の入り口として通過されて、地域の周遊観光へと波及していませんでした。そこで、周辺の道の駅が連携して、このしまなみ海道のサイクリングコースをつくったり、急流観潮船という船に乗って観光させたり、また海鮮のバーベキューなど、独自の観光の資源の魅力を一体的に情報発信することで、ここは非常にサイクリングをする人たちが多くて、国内外から観光客が来ておりますけれども、そうした観光客を呼び込むことに成功した例であります。また、道の駅に外国人の観光案内所や免税店を設置することで、大変外国人の観光客の受け入れにも積極的に取り組んでおります。

よしみいき館は、第三セクターとして1999年に開業した当時は経営難で赤字が続いておりましたが、これを2007年から株式会社しまなみが引き継ぎ、船会社に勤務していた社長みずからが地域を救う日本一の取り組みということで挑戦してまいりました。特に来島海峡というのは、鳴門海峡、関門海峡と並んで、日本で3本の指に入る激流の海峡として有名であります。この来島海峡を船でめぐると、大変感動した、貴重な経験ができたというふうに観光客からは絶賛されたということでもあります。

また、広島県と愛媛県が自転車に乗るサイクリストたちのために貸し自転車を提供したり、また自転車を置くスタンドなどを設置してともに観光事業に力を入れてきた結果、本州と四国を自転車と徒歩で渡れるしまなみ海道には、今は外国からもたくさんのサイクリストが訪れております。また、そのサイクリストたちのために、片手で持って食べられるオリジナルのゼリーですとか個別包装されているおやつなどもありますけれども、これもサイクリストたちのためにつくられたものであり、売り上げも順調に伸びてきております。

しかし、このしまなみも土日以外の日の観光客の誘致には大変頭を痛めてまいりました。しかし、社長みずからが旅行会社に出向いて積極的にPRしてきた結果、現在は年商9億円にアップしております。また、テレビ「ガイアの夜明け」でも発展する道の駅として紹介されております。また、ここは自転車に乗るサイクリストたちの聖地としても命名されており、また記念碑も設置されておりました。

次に、3日目の道の駅内子フレッシュパークからりの経営及び6次産業化の取り組みについて説明いたします。内子町は、愛媛県のほぼ中央に位置し、県都松山市から約40キロの地点にあり、総面積の約8割が山林であります。農用地の約7割を傾斜畑や樹園地が占める典型的な中山間地域であり、人口は1万8,000人と小さな町であります。高齢化が進んでおりますので、今後の農家の減少も心配されているわけでありましたけれども、農林業の縮小は経済的な面だけではなく集落機能の低下

につながるために、町では道の駅を拠点にして、農業者みずからが農業を自分たちの手で支えるために直売所の事業を展開しております。

この内子フレッシュパークからも、全国モデル「道の駅」6カ所に指定されております。平成7年から3年をかけてさまざまにレストランとかを整備してきておりまして、現在は年間の利用者が70万人を超えているというから、相当の数であります。

そして、これらの施設の整備に当たっては、多くの農業者が事業に参加できるよう合意形成活動、合意型の活動をずっと続けてまいりました。ただただ道の駅が直売所だけで運営しているということではなくて、自治会ごとの事業の説明会や研修会などをたくさん開いて、どうしたら売れるものが見つかるかということを探索してきた結果、発展してきた直売所であります。当初はさまざまな課題もあって、どうしたらいいかということは何度も何度も話し合い、模索してきた結果、農業者みずからが直売所に出向いて、そこで販売することによって、どういうものが売れるのか、どうしたら売れるのか、またこれからの農業はどうあるべきか、そういったものを真剣に現場で考えてきたといえます。ですから、ただ出荷して、それで終わりではなくて、自分たちの未来の農業を考えるという直売所のモデルにもなっております。そして、そうした話し合い、さまざまな課題の取り組みによって、内の子市場、この内子フレッシュパークに集まっている人たちの人材の育成の場として、今は内の子市場という大きな市場ができましたけれども、70人余りの農家の団結力が生まれたことが非常に大きいと言っておりました。

また、この内子フレッシュパークからは、からりネットという情報サービスを非常に活用しております。最初は、このからりネットというもので、農家の人たちに220台のファクスを提供しまして、そこで農業の情報を端末に送信していたわけでもありますけれども、現在はファクスや電話に加えて携帯電話でさまざまな情報を農家に提供しております。このからりネットの活用が、売り上げや残った品物の確認や追加の出荷の判断に活用されており、農家は日々の販売の情報を蓄積、分析して、自分のところのものはこれだけ売れている、きょうはこれが足りないという情報を瞬時に得ることができ、そして1日のうちに6回ほど直売所に野菜なり果実を持っていくということでもありますので、非常に情報がうまく伝達ツールとして使われているということをよく感じました。

このからりネットの導入は、店頭での生産者の情報を、顔の見える関係から出荷者の創意工夫と道具としての情報媒体として活用することによって販売額をふやすことが実証されてきました。大変活用されているということで、それを買う人たちも、一体この果樹がどれほどの農薬が使われているかということも、それも瞬時にわかるということでありましたから、安心したものを買いたいという方たちは、少々値段が高くてここに行って安心したものを買っているということがわかります。このからりは、レストラン事業も含めて年間7億2,000万円の販売に到達しておりますけれども、新しいマーケットとして非常に定着してきております。

また、からりでは内子のものでしか売らない、内子でとれたもの、また内子の農業者が提供したものでしか売らないという、確固たるブランド意識が非常に強くて、何とかしてここでいいものをつくりたい、ほかから持ってきたものは一切売らないという徹底した姿勢があります。しかし、レストラン事業も含めて7億円の販売に到達したということでもありますから、相当の努力があったと思われます。

出荷会員の平均販売額は110万円程度でありますけれども、販売額が500万円を超える会員も22%おり、中には1,000万円を売り上げる会員もおります。従来は特定の品目のみ栽培する単作経営だったのが、現在は直売所出荷型の少量多品目栽培に取り組んだり、有機農業や自然農業を志向する農家もあらわれてまいりました。

また、この直売所の開設当時は女性や高齢者が中心でしたけれども、専業農家や若者の出荷者も大変ふえてきており、農業所得の50%以上をこの直売所で販売する出荷者が27%を占めていることから、内子町の農家の経営を支える場となっているのがよくわかります。

この開設の当初は、農産物を店頭で並べれば売りが上がると誤解していた農家が、実際に店頭で接客をすることによって、消費者の嗜好を理解して販売額を伸ばすようになりました。販売額を伸ばすには、消費者のニーズを把握して売れる商品を開発しなければならない、そこまで取り組んだ結果がこの内子町の発展につながっているように思います。また、この直売所の利用者は7割がリピーターであるということを考えるときに、大変ここが人を引き寄せているのだなということを感じました。

しかし、課題としましてはさまざまなおこがあります。今、全国には1万6,824カ所にわたる農産物直売所があるとされており、また一方で、農協が経営する直売所の巨大化、複合化、多店舗化が進んでおりますので、こうした中で直売所がどのように生き残っていくかということは非常に課題でもあります。大型店舗に押されているということでもあります。

それで、内子フレッシュパークからりも、24年度には直売所の全国大会を誘致し、そして多くの会員と社員が準備に当たりながら、直売所の優良な事例にも触れて、努力しようとする気持ちが再確認でき、またこれが結果として利用者、販売額ともに増加してきているものと思われまます。また、平均年齢が67歳であり、60歳以上の会員が72%を占めているという、高齢化はどこでも進んできているわけでありまますけれども、またこうした対策も進めていきたいということでもあります。今後、高齢化や担い手不足による中山間地域の農業はどのようになっていくか、非常に厳しい環境になろうとしているわけでありまますけれども、行政と生産者が同じ目線になって、またネットを使うことによって地域の課題を解決していきたいということでありました。

考察。今回は、空き家対策に取り組む尾道市、赤字だった道の駅を再生し、観光事業として成功させたしまなみ海道いきいき館、そして重点「道の駅」の全国モデル6カ所の中の1つに選ばれた愛媛

県の内子フレッシュパークからりを視察しました。

尾道市は、まず、市内の景観を守るためにはどうしたらいいのかという観点から、老朽化して放置されたままになっている空き家の再生事業に取り組んでいました。坂が多くて車が入れない狭い路地には人が住みにくい、しかし、そこは尾道市特有の景観を有する地域であり、このままでは観光地としての名に恥じる。そこで、市内に特別区域を設けて空き家の再生活用に取り組んできております。

尾道市が取り入れている空き家バンク事業は、行政が単独で行い、機能していなかったものをNPOに委託し、個人情報を取り扱う業務は行政が、NPOは移住者の引っ越し、家主や移住希望者の窓口業務を担うというように、双方の特性を生かした協働事業を展開しております。尾道市が運営していたときは年間二、三件のマッチングがあっただけですが、この空き家バンク事業を取り入れてからは23件ものマッチングを成立させて、空き家に関するネットワークコミュニティが広がっている結果だと感じます。

玉村町でも、高齢化や核家族化が進み、空き家がふえてきていますが、その空き家の状態と持ち主をしっかりと把握する必要を感じます。そして、情報を県と共有して、Iターンや定年退職した人の定住促進にまでつなげられるのかどうか、若者がショップやカフェを出店するまでの活用ができるのかどうか、ターゲットを明確にした空き家対策プランをしっかりと作成していくべきだと要望いたします。

また、広島県と愛媛県を結ぶ瀬戸内しまなみ海道には幾つもの道の駅が点在しておりますけれども、愛媛県の今治市にあるしまなみ海道の道の駅と温泉をコラボさせた株式会社しまなみは、1999年に第三セクターとして開業した当時は経営難で赤字が続いておりました。この周辺は観光資源が豊富にもかかわらず、四国の入り口として通過され、地域の周遊観光へは結びついていませんでした。そこで、周辺の道の駅が連携して、観潮船や海鮮バーベキューなど独自の観光資源の魅力を一体的に情報発信することで、サイクリストを初め国内外の観光客を呼び込むことに成功した例であります。第三セクターでスタートした当初は赤字続きだった道の駅を民間が引き継いで、旅行会社への売り込みを積極的に行ってPRにも力を入れる、これができたから結果がついてきたと思われます。トップのやる気、アイデア、企画力、熱意を感じます。

群馬県では、シルクカントリーぐんまを必死に現在売り出そうとしていますし、海外の、特に台湾からの観光客の誘致にも積極的に働きかけています。道の駅玉村宿も、群馬県に来る観光バスの休憩所となるように、積極的に旅行会社やバス会社へも売り込むべきだと考えます。群馬県に来る観光客の人に一人でも多く立ち寄ってもらう、都心から富岡製糸や伊香保温泉、スキーに来る観光客にまず道の駅を知ってもらう、そのためには、町の情報だけではなく、県内の観光地やイベント情報の発信も積極的に行う必要があります。

先日の新聞でも、高崎玉村インターの利用者がふえていると報じておりました。群馬は高速道路の

整備率が100%で、首都圏と地方を結ぶ交通のかなめであると報じておりましたが、だからこそ、今玉村宿をPRする絶好のチャンスと捉える必要があると思います。

さらに、道の駅に出荷している生産者の出荷組合をしっかり把握して支援する体制が必要であります。そして、それを広げていくためにも、町外の農家や生産者にも出荷を依頼して品ぞろえをふやすような取り組みが不可欠であります。今後の冬場の売り上げはどうするのか、その策も十分検討して、出荷者や農業者支援体制までもしっかり構築するよう要望いたします。

次に、愛媛県のほぼ中央にある内子町は、町並みを整えてきた町であり、観光事業にも力を入れてきました。そのため、観光で訪れた人に、直売所のみで買い物をして、レストランで食事をしてほしいという熱い思いが直売所の売り上げをアップしてきております。果物の産地であり、農家とからりが一体となって野菜を販売している様子がよくわかります。内子の土地でとれたもの、内子の農家がつくったものだけを販売するという強い意志とプライドがあって、内子の農家と農業の未来をつくっていくという気迫が感じられます。どうしたらお客さんに何度も足を運んでもらえるのか、からの職員だけでなく、農家が常に考えて努力している結果が7億円もの売り上げにつながっていると感じます。そして、農業支援センターが積極的に農業者へ農業支援をし、育て、生産意欲を駆り立てているのが販売拡充にもつながっているのです。

さらに、オリジナルの情報ネットワークをつくったことで、生産者とからりが直接結びつき、人材育成をして、70人もの農家の団結力を生んだことから、そのネットワークの必要性を十分に玉村町でも検討して、玉村独自のネットワーク活用を生かした道の駅販売拡充の戦略を期待したいと思えます。

以上で、委員会の報告を終了いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、経済建設常任委員長長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長長の報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇]

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） おはようございます。文教福祉常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、平成27年8月10日、午後1時30分から午後3時21分まで。場所は、全員協議会室及び中央小学校校舎及び体育館大規模改造工事現場であります。

調査項目、中央小学校大規模改造工事の進捗状況についてであります。

まず最初に、学校教育課から説明を受けました。1、趣旨。学校施設は、児童生徒にとって1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、非常災害時は地域住民の応急避難場所となるなど、地

域の防災拠点としても重要な役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要なものとなっています。中央小学校の校舎及び体育館は、昭和57年から58年にかけて建設した施設であり、耐震基準は満たしているものの、竣工以来30年以上が経過しているため、老朽化が著しい状況になっています。そのために、校舎及び体育館の大規模改造工事を実施し、教育環境を改善いたします。

2、事業概要。(1)、工事内容。屋上、ベランダの防水、外装及び内装、壁、床、天井。建具の一部、ドア等。バリアフリー化、校舎北側玄関スロープ化、体育館などに多目的トイレを設置いたします。また、給排水設備、受水槽の交換、高架水槽の撤去を行います。空調設備、エアコン、FF式暖房機を取りつけます。電気設備、照明器具、放送設備などの入れかえを行います。その他、外構工事であります。作業に先立ち、板囲いや現場事務所の設置などを行います。

工期は、平成27年6月15日から平成28年3月25日までとなっております。

概略の工事日程は、図面のとおりであります。

3、設計、管理。設計は、蛭川建築設計事務所が行いました。

4、工事請負会社及び請負金額。請負会社は、田中建設(株)玉村支店、請負金額は7億524万円であります。

5、国の補助率。学校施設環境改善交付金、大規模改修(老朽)、国の基準により算出した事業費の3分の1、上限額は3億円です。補助額は1億1,795万円、うち事務費116万7,000円です。

工事概要。作業日。平日及び土曜日の作業を基本とします。ただし、工事の内容により、日曜日、祝日も作業を行う場合があります。

作業時間。8時半から5時半までを基本といたします。

その他。全工期を通じて、工事関係車両の乗用車、ワゴン等が出入りします。外部作業におきましては、重機のエンジン音などの作業音がします。防水工事の施工方法は、以前の防水シートの上に新たに防水シートを敷いて、その上に防水の液体を流すという工法です。角のところは特に雨漏りしやすいので、業者には雨漏りしないように入念に作業するようお願いしております。トイレなど重要箇所については、今夏休み中に工事を終え、子供に不便をかけないように進めています。また、エアコン工事は来年の3月に終了いたします。今夏には間に合いません。

7、児童の安全対策、騒音対策について。1、児童の動線計画を綿密に行い、事故が起こらないように配慮します。大きな騒音を発生する工事は夏休み中に集中させます。その他、大きな騒音は、できるだけ放課後や土曜日に行うように配慮します。子供やボールが中に入らないように、仮設足場を最後まで残しながら工事を進めます。

8、社会開放への影響。体育館、7月から工事終了まで使用不可となります。校庭、仮囲いなど仮設工事を行うため、やや狭くなります。駐車場、学校北側の文化センターの臨時駐車場を使用します。

プール、夏休みのプール使用に支障はなく、ほかの学校と同様に9月上旬ぐらいまで使用できます。
図面は省略します。

その後、現地調査を行いました。

考察。中央小学校の校舎及び体育館は、耐震基準は満たしているものの、竣工以来30年以上が経過しているため、老朽化が著しい状況となっています。そのために、校舎及び体育館の大規模改造工事を進めています。

学校教育課長によれば、去る7月4日、工事に先立ち、職員室や校長室などの引っ越しにPTAを初め地域の関係者約130人の方々の協力が得られたとのことで、地域に支えられる学校であることのアカシではないでしょうか。また、本日は工事現場を視察しましたが、大規模改造ということで、ほぼ全面にわたり手が加えられていました。改造工事が終了すれば、新築同様なものになると期待されるものでした。工事の進捗状況は、工程表に従って順調とのことでした。また、猛暑の中、作業が進められていました。工事が安全のうちに進められることを祈って、考察といたします。

以上、文教福祉常任委員会の所管事務調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

次に、議会運営委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君） 議会運営委員会所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成27年7月15日。場所は、長野県飯綱町です。出席者は、委員6名と柳沢議長、川端副議長、石関議会事務局長、松田係長です。説明者は、飯綱町議会議長、寺島渉さん、副議長、清水満さんです。

調査項目、議会改革について。

説明内容です。長野県飯綱町は、平成の大合併により、平成17年10月に牟礼村、三水村との合併により誕生しました。長野市に隣接し、面積は75平方キロメートル、人口1万1,900人、米とリンゴの生産を中心とした農業が基幹産業の、農村の豊かな町でした。

議会改革の取り組みの経過につきましては、議会改革の動機ということで、合併直後に第三セクター飯綱リゾート開発（株）の突然の経営破綻により約8億円の支払いが生じました。住民からの厳しい批判、そして議会の議決責任と説明責任が問われました。旧村の議会運営の違い、牟礼村と合併した後だったので、その違いにより新しい議会運営の必要性があったということです。あと、地方分権の進む中で、行政も議会も自律が求められました。

そのような中で、議会活動に対する全世帯への住民アンケートを実施したそうです。75%の住民

は、議会、議員に対して厳しい評価があり、この現実から議会改革が出発したということです。

このアンケートをもとに、町民が求める議会像を6点にまとめました。町民に開かれた議会、町長と切磋琢磨する議会、活発な討論が展開される議会、住民の声を行政に反映する努力を貫ける議会、飯綱町の住民自治発展の推進力となれる議会、政策提言のできる議会。

平成20年1月より勉強会と自由討論を重ね、目指す議会像8項目の改革課題を整理し、実行することを町民に宣言し、24年9月の議会よりこれを実践いたしました。その項目が8項目あります。一般質問に一問一答方式を導入、町長には反問権を認める。2番、町民に対して議会の議決責任と説明責任を果たす。3番、議会への住民参加を広げる。4番、議会の情報公開をさらに進める。5番、議員の資質向上に努め、議員同士の自由討議を活発に行う。6、議員の政策立案能力を高め、政策提言、条例制定などに取り組む。7、行政への批判と監視能力を一層強化する。8、政務調査費を条例化し、政策研究、町民への広報活動等に活用する。この8番については、進展がないそうです。

これをもとに、平成24年9月の定例会、この実践することを始めたときに、議会改革の実践の経過、今まで住民アンケートを行って実践してきたものを踏まえまして議会基本条例を制定したそうです。

その取り組みの特徴と成果、議会と議員の変化ということで、1番、議員の同一課題について、質疑3回の質疑回数を自由化し、一般会計予算及び決算においては款別に質疑を進めていった。全員協議会において議論の論点、争点整理をし、賛否については個人判断であります。議論を深めていったということです。一般質問は一問一答方式を導入して、町長には反問権を認めていったそうです。

2番、議員力の向上ということで、これはいろいろな政策を、一般会計の否決とかいろいろありますので、ここら辺は読んでいただければいいかなと思います。

3番、議会の政策提言活動を重視し、政策サポーター制度を新設した。ここを聞きに行ったのですが、この制度をなぜ導入したかということ、開かれた議会にするため、議会活動へ町民の参加を広げる。議員定数が減る中で、町民の知恵をかりて政策づくりを協働です。これは、毎年テーマを決めて議論し、政策提言につなげていったそうです。

次が、2、3、4とありますが、これはサポーター会議が行われて、課題等、そういうことが書いてあります。

4番、議会として毎年12月ごろに予算・政策要望書を町長に提出。

5番、一般質問で町長が検討と約束した課題については、半年ごとに検討結果を書面で議会に報告を求める。

6番、議会だよりモニターを57名ということで、モニター制度を導入したそうです。

次は、JIAM、JAMPの研修に延べ59人が参加し、議員の資質向上に努める。これは、勉強会をいっぱいしているということだそうです。

次、住民の反応と今後の課題ということです。議会は長の追認機関という古い認識を持つ住民もいますが、議会改革の成果を理解し、信頼を高めてくれる住民もいました。まだ議会と住民の間には深い溝があり、議会の変化をどのように情報発信していくかが課題だということです。現在、議員のなり手不足は深刻であります。だからこそ、追認機関ではない議会の姿を見せることが、議会への関心も深められ、議員になりたい人をふやしていくことにつながるということを議長さんが言っておられました。

考察といたしまして、平成17年の合併後、第三セクターの破綻により、議会の議決責任を発端として議会改革が始まりました。町民に開かれた議会とするため、議会の政策提言活動を重視し、町民と協働で政策づくりを進めるため、政策サポーター制度を新設しました。そして、その制度の中で、集落振興支援基本条例を議決したり、政策提言を町長に提案したりしています。また、議会よりも、モニター57名が町民の多様な意見を把握し、議会の応援団として活躍しています。これらは、第9回マニフェスト大賞成果賞として評価されています。議会基本条例をしっかりと実行し、発展させている。必要に迫られ、議員みんなで作った基本条例であるので、実行できるのだと考えられます。ただつくっただけというのでは意味がありません。

玉村町議会も、議会基本条例を議員の中でしっかり議論し、つくり上げていく、その過程こそが議会改革であり、議員としての資質向上につながるものと考えます。また、今後の議会の使命を考えた議会基本条例をつくり、実行していくこと、そして町民に開かれたよりよい議会をつくり上げていくことが町民福祉の向上につながるものと考えます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（柳沢浩一君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成27年9月4日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	27. 7. 7	東毛広域幹線道路開通に伴う 沿線住宅への振動、騒音、生活 環境対策についての陳情	玉村町大字下之宮 3 2 7 - 1 5 諏訪 正人	総務常任 委 員 会
2	27. 8. 18	安全保障関連法案の継続審議 を求める陳情	玉村町大字上福島 1 0 1 1 - 1 中沢 経吉	総務常任 委 員 会



○日程第 6 報告第 5 号 平成 2 6 年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第 7 報告第 6 号 平成 2 6 年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告につ
いて

○日程第 8 報告第 7 号 平成 2 6 年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 6、報告第 5 号 平成 2 6 年度玉村町土地開発公社決算報告について
から日程第 8、報告第 7 号 平成 2 6 年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告
が提出されました。

これより公社及び財団に関する 3 件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。9 月定例会の冒頭に当たり、ご挨拶申し上げます。

「田園夢花火 2 0 1 5 第 2 7 回たまむら花火大会」が、今回は場所を変更し、上陽の地で開催さ
れました。地域の人たちや関係者の努力、そしてたくさんの町民の皆さんのご協力により、今までと
同様、盛大に開催することができました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。また、
ふるさとまつりを初めとする夏の恒例行事につきましても、盛大に開催できましたことを重ねて御礼
を申し上げます。各地区におきましても、納涼祭が、多くの子供たちや高齢者の皆さんが参加し、活
気あふれる中行われましたことをお喜び申し上げる次第でございます。

さて、本日、平成 2 7 年第 3 回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、
本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から 9 月 1 6 日までの
1 3 日間、2 3 議案につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意議論を
尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し
上げます。各議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、慎重にご審議をいた
だき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また平成 2 6 年度決算認定につきましては、そ
れぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。報告に入ら

ていただきます。

報告第5号 平成26年度玉村町土地開発公社決算報告について。玉村町土地開発公社理事長より平成27年5月27日付で平成26年度玉村町土地開発公社決算報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。26年度の主な業務は、平成27年6月に市街化区域編入となった東部工業団地拡張事業、これは西地区でございます、買収単価算定のための不動産鑑定を実施いたしました。

本年度決算は、収益的収支につきましては、受取利息及び雑収益により、収入4万8,058円、一般管理費による支出が2万7,799円となり、差し引き2万259円の収益を計上いたしました。これにより、繰越準備金は2,908万3,087円となっております。

また、資本的収支におきましては、収入はゼロでございます。支出43万9,236円で、差し引き43万9,236円のマイナスとなり、差引収支不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上が平成26年度土地開発公社決算に係る報告とさせていただきます。

報告第6号 平成26年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成27年5月20日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、収入合計額は6,119万746円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、平成26年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,916万8,425円とし、既に交付した5,500万円から財団の繰越金相当額である583万1,575円の返還を受けました。

事業種別では、鑑賞事業5本、共催事業が6本、住民参加型事業1本、地域協働事業3本、助成事業1本の5種16事業であります。なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第7号 平成26年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告につきましてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成27年6月12日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が5,092万9,104円、当期支出合計が5,328万3,934円であり、当期収支差額は235万4,830円の単年度赤字でございます。主な理由といたしましては、機械修繕費及び委託料の増加等となっております。

玉村町の農業におきましては、平成26年2月の豪雪により甚大な被害を受けました。被害農家がこの災害から立ち直るには相当の時間がかかるものと考えられ、その対策にも十分配慮していかなければならないと考えております。現在集落営農組織の法人化が進んでいますが、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況に変化の兆しは見えてこないのが現状であります。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、集落営農の法人化により例年にない取り扱い量を記録いたしました。

次に、農業機械銀行事業では、作業受託と農業機械の貸し出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。

そして、平成22年度から実施しているWCS、これはホールクロップサイレージ事業におきましては、作付面積も大幅にふえ、神津牧場などの大口の契約先を初め県内各地の畜産農家を売り先として確保することができ、公社事業の柱の一つとなっております。今後も、作付面積の増加を図りながら、さらなる品質管理に努めていきたいと考えております。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第9 議案第53号 平成26年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第9、議案第53号 平成26年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第53号 平成26年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は5,885万6,646円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、前年度に行った地方公営企業会計制度の改正により、資本剰余金からの移行分として9億4,551万4,694円、減債積立金の取り崩しにより生じた490万3,783円の合計9億5,041万8,477円の現金の裏づけがない未処分利益剰余金があり、未処分利益剰余金の合計額は10億

927万5,123円であります。

内容については、別紙の剰余金処分計算書、これは案でございます、のとおり処分させていただくもので、未処分利益剰余金10億927万5,123円を企業債償還に充てるための減債積立金として3,885万6,646円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円、それぞれに積み立てて、資本金として9億5,041万8,477円を組み入れるものでございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◇議長（柳沢浩一君） ここで休憩をいたします。10時35分に再開をいたします。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開をいたします。

_____ ◇ _____

○日程第10 認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第11 認定第2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について

- 日程第 1 2 認定第 3 号 平成 2 6 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 4 号 平成 2 6 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 5 号 平成 2 6 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 6 号 平成 2 6 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 7 号 平成 2 6 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 8 号 平成 2 6 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 1 0、認定第 1 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 7、認定第 8 号 平成 2 6 年度玉村町水道事業会計決算認定についての 8 議案を一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 0、認定第 1 号から日程第 1 7、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 認定第 1 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額 1 2 0 億 9 6 4 万 2, 0 0 4 円に対し、歳出総額は 1 1 4 億 3, 8 8 6 万 3, 3 0 5 円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 5 億 7, 0 7 7 万 8, 6 9 9 円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 1 億 3, 7 6 1 万 4, 6 6 7 円ありましたので、実質収支は 4 億 3, 3 1 6 万 4, 0 3 2 円の黒字となり、さらにここから 2 億 4, 0 0 0 万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの 1 億 9, 3 1 6 万 4, 0 3 2 円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

まず、平成 2 6 年度の歳入の特徴としては、個人町民税や軽自動車税が増加したものの、法人町民税や固定資産税、町たばこ税が減少したため、町税全体では 1. 4 %の減少となりました。しかし、

町道220号線道路改良工事や第4保育所の建設などに伴い、国庫支出金や県支出金が増加となり、繰入金についても財源確保のための財政調整基金の取り崩しにより大幅な増加となりました。そのため、総額では前年度に比べ16.8%の増加となりました。

次に、歳出ですが、目的別に見ますと、民生費、農林水産業費、土木費等が増加した一方で商工労働費等が減少いたしました。また、性質別に見ますと、扶助費、積立金、繰出金、投資的経費、補助費等が増加した一方で、維持補修費、投資及び出資金、貸付金が減少しました。歳出総額では、前年度に比べ16.2%の増加となりました。

さて、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成26年度決算においては前年度に比べ3.1ポイント上昇して96.8%となりましたが、公債費負担比率については前年度に比べ0.9ポイント改善して10.7%となりました。財政力指数については、前年度に比べ、わずかに上回り、0.76となりました。

なお、地方債残高については、前年度は減少に転じましたが、平成26年度末では前年度に比べ1億4,925万円増加して97億8,518万円となりました。

一方、財政調整基金残高については、平成25年度の決算剰余金2億円と平成26年度中に発生した利子256万円を積み立て、平成26年度の財源不足を補うため14億円の取り崩しを行った結果、平成26年度末では前年度に比べ11億9,744万円減少の19億7,584万円となりました。

これまでに述べたように、経常収支比率については悪化し、危惧しているところでございますが、公債費負担比率、財政力指数については改善し、県内の他市町村と比較しますと依然として良好な状態で推移をしております。

ご承知のとおり、現在町では、文化センター周辺地区の土地区画整理事業や東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備を初め、中央小学校大規模改造など老朽化した施設のインフラ対策のほか、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加など多額の財源を必要とする事業を抱えております。そのため、今後はこれまで以上に厳しい財政運営が予想されますが、第5次総合計画及び都市計画マスタープランの着実な推進など効果的な施策を展開することにより、地域経済が元気で、安全で暮らしやすい町を築いていきたいと考えております。

認定第2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は37億4,655万9,575円で、歳出決算額は37億4,411万6,797円でしたので、実質収支額は244万2,778円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。しかしながら、平成25年度の繰越金が8,296万1,516円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は8,051万8,738円の赤字となっております。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は9億732万3,555円でございます。現年分の収納率は94.81%で、前年対比1.12%の増となっております。滞納繰り越し分は33.63%で、

前年対比5.06%の増となりました。

医療費に対する主な歳入ですが、国庫負担金として、現年度一般被保険者分の療養給付費負担金が4億1,721万6,820円、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金が2億190万8,000円でございます。

その他の国庫負担金として、介護納付金負担金が7,807万9,865円、後期高齢者支援金負担金が1億5,950万3,239円でございます。

また、国の補助金として、普通調整交付金が1億7,710万4,000円、特別調整交付金が2,025万5,000円でございます。

65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金は7億8,099万1,727円でございます。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で2億4,033万5,520円でございます。

県内の市町村で医療費を共同負担することで財政の安定化を図る共同事業への交付金は4億2,616万3,381円でございます。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など1億9,688万9,229円が繰り入れられております。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般、退職被保険者分を合わせて24億6,482万2,205円でございます。

後期高齢者支援金等は5億3,309万9,248円、前期高齢者納付金等は42万2,672円、介護納付金は2億4,399万9,578円でございます。

医療費を県内市町村で共同負担することで財政の安定化を図るための共同事業への拠出金は3億8,563万8,148円でございます。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3,432万8,483円の支出を行いました。特定健診については、受診者数は前年度より増加しておりますが、実施計画にある目標値には達しておりません。引き続き、制度の周知徹底を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、的確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は2億4,056万2,439円で、歳出決算額は2億3,933万2,691円であります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億7,143万4,910円で、収納率

は99.6%であります。

一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として5,541万2,917円を繰り入れいたしました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金1億7,165万9,310円と保険基盤安定拠出金5,072万4,917円であります。

実質収支差額については122万9,748円で、翌年度へ繰り越しをいたしました。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の方々にご理解をいただけてきていると思われま。つきましては、今後もこの制度についてご理解をいただけるよう、きめ細やかな対応を行っていくことにより円滑な制度運営を図っていきたいと考えております。

認定第4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。まず、歳入決算額は20億6,149万8,142円、歳出決算額は20億884万3,149円であり、その実質収支額は5,265万4,993円となり、同額を翌年度に繰り越しいたしました。

平成12年度から介護保険法が施行されましたが、高齢者の増加に伴い、引き続き要介護高齢者がふえております。加えて、近年は多種多様な介護サービスが充実してきていることから、介護費用も増加しており、玉村町を初めとして多くの自治体で保険料の値上げとなったのが現状でございます。長寿社会を支える一方で、費用過多傾向にある社会保障制度の持続性も問われているところでございます。

当町でも、歳入歳出ともに前年を大きく上回りました。給付費では、要介護者の居宅介護サービス給付費8億5,061万7,000円、これは構成比が全体の43.7%と最も割合が高くなっております。前年度対比で9.6%の増加でございます。一月に約780人の利用者がありました。

次いで、特別養護老人ホーム等の施設介護サービスの給付費6億1,430万9,000円、これは構成比が全体の31.5%でございます。前年に比べまして、2.5%の増加をしております。一月に約200人の利用者がありました。

このように、介護給付費は全体的に増加傾向となっておりますので、財政安定化基金から8,300万円を借り入れ、この料金の改定後の平成27年度から29年度会計の安定運営に努めます。

認定第5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。まず、歳入決算額は1,124万3,870円、歳出決算額は1,124万3,870円となりました。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定されたの方々に対し、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成26年度で

9年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

認定第6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は14億8,319万492円で、歳出決算額は14億5,388万124円であります。

歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が2,952万8,800円、下水道使用料が2億6,801万3,975円、国庫補助金が2億9,892万1,500円、一般会計繰入金が3億800万円、繰越金が2,978万141円、諸収入が594万6,076円、下水道事業債が公共、特環、流域を合わせて5億4,200万円、県補助金が100万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が9億401万9,295円、公債費が元金、利子合わせて5億4,986万829円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として下水管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。作業は、特殊車両により管の内部を高圧洗浄した後、汚泥を吸引するもので、昨年度はマンホールポンプ6カ所を年6回実施するとともに、下水管渠については総延長で約11キロを実施いたしました。

建設事業では、汚水事業として、下新田地区、樋越地区、斎田地区、板井地区、八幡原地区、角淵地区、川井地区、下之宮地区、箱石地区、南玉地区及び上新田地区、これは道の駅でございます、上新田地区を整備するとともに、下新田地区、五料地区及び南玉地区の実施設計を行いました。また、雨水対策事業では、引き続き斎田地区、これは雨水滝の3号幹線の排水路設置工事を実施いたしました。

最後に、平成26年度に実施した下水道の整備状況ですが、公共、特環合わせて施工延長が8,202メートルで、整備面積が24.3ヘクタールでございます。これによりまして、26年度末の下水道普及率は72.5%となりました。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は10億142万4,000円で、歳出決算額は9億7,529万5,683円あります。

歳入の内訳ですが、一般会計繰入金が5億3,142万4,000円、地方債が4億7,000万円あります。

歳出の内訳ですが、全て宅地造成事業費であり、実施した事業が文化センター周辺地区の用地買収事業でございます。この用地買収の内容でございますけれども、田が、水田が4万7,546.9平米、畑が2万60平米、雑種地が889平米で、全面積6万8,495.9平米で、このうちの権利

者、地権者でございます、権利者が39名でございます。

次に、翌年度繰越額として2,604万6,780円を平成27年度へ繰り越し継続して、用地買収の完了を目指します。

最後に、今後は土地区画整理事業で土地の造成を行い、完成した土地をハウスメーカー等へ速やかに売却し、歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億7,207万9,753円で、内訳は、給水収益等の営業収益が5億3,680万3,600円、営業外収益が3,527万6,153円でございます。

一方、支出総額は4億9,984万954円で、内訳は、営業費用が4億4,260万6,882円、企業債利子などの営業外費用が5,185万2,809円、過年度欠損金等の特別損失が538万1,263円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億9,371万2,000円で、内訳は、企業債が1億7,600万円、加入者負担金が1,771万2,000円でございます。

一方、支出総額は3億500万4,080円で、内訳は、建設改良費が1億9,283万7,240円、水道メーター等の固定資産購入費が526万5,019円、企業債償還金が1億690万1,821円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億1,129万2,080円については、当年度分消費税資本的収支調整額1,320万4,240円及び当年度分損益勘定留保資金9,318万4,057円並びに減債積立金490万3,783円で補填をいたしました。

引き続き、安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成26年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月17日から8月5日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案を申し上げます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君登壇〕

◇総務課長（高井弘仁君） それでは、ただいま町長より提案説明がありまして、それに対しまして監査委員さんのほうから審査意見書が提出されております。朗読をさせていただきたいと思っております。

平成26年度玉村町一般会計・特別会計・水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書というものでございます。玉村町監査委員でございます。

ページのほうを開いていただきまして、2ページからになります。第1としまして、審査の対象。審査項目、（1）番が一般会計、平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算。

（2）としまして、特別会計、以下6番まで6会計の特別会計がございます。

（3）が基金の運用状況等、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券。

2番としまして、審査関係書類、1つが平成26年度玉村町歳入歳出決算書、（2）、平成26年度決算における主要事業と成果等の説明書、これらを中心に、以下、（3）から（7）までの帳票等を参考にいたしました。

第2、審査の期間。平成27年7月17日から同年8月6日までの21日間のうち実質10日間、各課等を個別に審査し、同年8月21日に開催した監査委員協議会（合議）において審査結果のまとめを行った。

審査の方法でございます。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行った。なお、この審査に当たっては、平成26年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

3ページでございます。審査事項、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

（2）番、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。（4）、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

重点審査事項としまして、収入確保は適正に行われたか、支出は効果的か、違法、不当な処理はないか。月次計数は正確か、決算計数は正確か。事務の合理化、経費の節減に努力しているか。予算額に対して多額の不用額が生じているものはないか、また不用額の生じた理由は何か。支出なしの理由は何か。契約の原因、事実は正確か、契約方法、業者選定は正しく行われたか。補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。前年度実施した審査、監査、検査等における指摘事項について必要な措置がとられたか。基金は确实かつ効率的に運用されているか、またその運用につい

て、違法、不当な運用はないか。

4番としまして、審査の結果でございます。審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は、会計管理者及び各課、局等が保管する関係帳票と照合し、確認を行った結果、一致し、適正に処理されていることを確認した。また、歳入歳出差引残高についても適正に処理されていることを確認した。なお、決算の概要及び実質審査の内容については以下に記載するとおりである。

決算の概要でございます。各会計の決算概要、平成26年度の一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、右の表1のとおりであった。歳入が205億5,412万522円、歳出が198億7,157万5,619円となり、歳入歳出差引額は6億8,254万4,903円の歳計剰余金が生じた。これを前年度と比較すると、歳入総額が29億6,896万239円増加、16.9%増、歳出総額も28億6,498万5,901円の増加、16.8%増とし、歳入歳出差引額は1億397万4,338円増加、18.0%増することとなった。

このうち一般会計では、歳入総額が17億3,158万6,194円増加、16.8%増、歳出総額も15億9,246万2,741円増加、16.2%増とし、歳入歳出差引額は前年度に比べ1億3,912万3,453円増加、32.2%増となった。

また、国民健康保険特別会計では、歳入総額が2,171万8,626円減少、0.6%減、歳出総額は5,880万112円増加、1.6%増し、差引額は前年度に比べ8,051万8,738円減少、97.1%の減となった。

後期高齢者医療特別会計では、歳入総額が2,087万3,967円増加、9.5%増、歳出総額は2,085万7,388円増加、9.5%増し、差引額は前年度に比べ1万6,579円増加、1.4%増となった。

介護保険特別会計では、歳入総額が1億6,570万9,462円増加、8.7%増、歳出総額も1億4,601万4,962円増加、7.8%増し、差引額は前年度に比べ1,969万4,500円増加、59.8%増となった。

介護予防サービス事業特別会計では、歳入歳出額が同額であり、それぞれ前年度に比べ100万1,434円減少、8.2%減となった。

下水道事業特別会計では、歳入総額が7,208万6,676円増加、5.1%増、歳出総額も7,255万6,449円増加、5.3%増し、差引額は前年度に比べ46万9,773円減少、1.6%減となった。

宅地造成事業特別会計は、平成26年度に新たに設置された会計であり、歳入10億142万4,000円、歳出9億7,529万5,683円、差引額2,612万8,317円であった。

表1は、以下のとおりでございます。

続きまして、5ページ以降は、各会計の歳入歳出及び比率、指数、また地方債、基金等の現在高の状況であります。こちらにつきましては、後でござらぬいただきたいというふうに思います。

20ページをお開き願いたいと思います。第5としまして、監査委員さんの審査の意見でございます。総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われており、妥当であると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりであります。(1)、主要事業と成果等。平成26年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき各課担当者より説明を求めた結果、予定されていた主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。今後とも、最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれない。

(2)番としまして、前年度指摘事項の措置状況。平成26年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された平成26年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

介護保険料及び下水道事業受益者負担金の不納欠損処分については、平成27年度の随時監査においても指摘したところであるが、今後の改善策が書面にて提出された。今後は、その計画に基づいて対策を実施し、債権管理の適正な事務執行が図られるよう努められたい。

次のページでございます。委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産(土地・建物)の取得、処分や貸し付け、借り入れの状況等については、提出された平成26年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

しかしながら、都市建設課の委託業務(「道路除草業務」及び「河川除草業務」)において、委託箇所が経済産業課の補助金(多面的機能支払交付金)により地域で除草作業を実施している箇所と重複する部分が見受けられた。それぞれの実施箇所を精査し、場所によっては委託箇所から外す、または実施回数を減らすなどして、適正で効率的な業務委託に努められたい。

また、上下水道課の公共下水道管渠清掃委託、特環公共下水道管渠清掃委託においては、起工伺に設計金額の根拠となる設計書等の書類がなく、契約書には業務内容の記載がなかった。また、一部の書類は決裁がされていない状況で保存されていたため、契約書類の再確認と契約手続に関する業務の改善を求める。

なお、法令外負担金についてはおおむね適正な支出であると認められるが、今後も負担金額の算出

根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性も含めて検討されたい。

補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された平成26年度（平成27年度報告）補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、平成26年度において補助金等実績報告書に該当した事業数は152事業で、前年度の146事業に比べ6事業増加した。また、決算額は6億5,313万3,000円で、前年度の4億7,457万9,000円に比べ1億7,855万4,000円増加した。これは農地中間管理事業機構集積協力金事業及び被災農業者向け経営体支援事業で新たに補助金を交付したことや大雪被災家屋等支援事業の補助額が増加したことなどが主な要因であった。

なお、各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金等の残金も町への繰り戻しが図られており、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた。しかしながら、補助金額の支出根拠である会員数と実際の会員数に差異があったケース、補助金のほとんどが研修旅行のみに充てられているケース、多額の繰越金を出しているケースも一部見受けられた。補助金を受ける団体に対して、補助事業の趣旨を明確にするとともに、補助金が適正な運用のもとで有効活用されるよう指導等を徹底する必要があると思われる。

歳入と歳出の確認でございます。歳入については、提出された平成26年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

また、歳出の確認については、提出された平成26年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められたが、生涯学習課が所管する社会教育費の文化センター施設管理費において支出漏れの報告が1件あった。当該案件は、年間契約をしている舞台機構保守点検業務委託で、支払いは分割払い（2回）となっていたが、平成27年3月17日に完了検査を実施後、2回目の支払いをしていなかったものである。会計担当課は、数度にわたり支払い忘れのないよう注意喚起していたとのことであるが、支出漏れを防ぐことはできなかった。担当職員が責任を持って業務に当たることは当然であるが、組織として支出漏れをチェックする体制をつくり、今後同様のことがないように徹底されたい。

なお、不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

財政分析。実質収支比率、財政力指数及び公債費負担比率についてはおおむね例年どおりの値で推移しているが、経常収支比率が上昇し続けている。今後も、道の駅玉村宿の維持管理経費等、経常収支比率が上昇する要素が発生するため、財政構造の弾力性について注意が必要な状況である。

一般会計。歳入決算の状況は、町税や繰越金、自動車取得税交付金等が減少する中、臨時福祉給付金事業や大雪被害への補助支援等に伴う国、県支出金の増加や文化センター周辺地区用地買収事業等

に伴う財政調整基金の取り崩しによる繰入金が増加などにより、前年度に比べ17億3,158万6,000円、16.8%増となった。

町税の収入未済額及び不納欠損額は前年度に比べわずかに増加したが、収入率については、前年度(95.74%)に比べ0.97ポイント上昇し、96.71%となった。これは、収入率の向上に向けて努力している結果であると認められる。

私債権については、学校給食費において、債権管理条例に基づき適正な債権管理を行い、成果を上げているため、今後は他の私債権についても同様の取り組みを行い、不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まれない。

歳出決算の状況は、維持補修費、投資及び出資金、貸付金が減少したものの、扶助費、補助費等、積立金、繰出金、投資的経費等が軒並み増加した。目的別から見た増加要因として、民生費は第4保育所の建設や消費税の引き上げに伴う臨時福祉給付金事業等、農林水産業費は道の駅玉村宿の建設や大雪による被害を受けた農業者への支援等、土木費は文化センター周辺地区の宅地造成事業特別会計への繰り出し等、消防費は大雪による被災家屋等の補助支援等が挙げられる。

これにより、決算収支は、形式収支が5億7,077万9,000円、実質収支が4億3,316万4,000円の黒字となったが、実質単年度収支は13億5,756万円の赤字となった。

なお、地方債現在高は前年度に比べ1.5%増加し、積立金現在高は26.9%減少している。

今後も、老朽化した教育、福祉関連施設の整備等が予定されていることから、費用対効果を十分検証の上、事務事業の効率的かつ効果的な執行により健全な財政運営が図られるよう努めるとともに、さらなる町民福祉の向上のための施策についても積極的に取り組まれるよう期待するところである。

特別会計。国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年に比べ2,171万8,000円減少、0.6%減少したものの、歳出総額は5,880万円増加、1.6%増となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額(繰越金)は、前年度に比べ97.1%減少の244万3,000円となった。

国民健康保険税の現年分の収入率94.81%となり、前年度(93.69%)に比べ1.12ポイント上昇した。滞納繰り越し分を含めた収入率は81.11%となり、前年度(77.23%)に比べ3.88ポイント上昇した。

また、国民健康保険特別会計財政調整基金については、平成26年度末においてゼロ円となった。

このような状況の中、平成27年度から保険税の値上げを実施したが、後期高齢者支援金及び介護給付費納付金については今後も増加し続けることが予想され、医療費の削減だけでは歳出増加の歯どめがかからない状況である。今後、国民健康保険業務については都道府県単位の広域化が予定されているが、いずれにしても、健全な国民健康保険財政の運営を維持するためには、慎重かつ効率的な収納業務と不納欠損額の縮減、収入率の向上が不可欠であると思われるため、引き続き取り組みを続け

られたい。

後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ2,087万4,000円増加し、歳出総額も2,085万8,000円増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差額は、前年度に比べ1.3%増加し、122万9,000円となった。後期高齢者医療保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は99.79%となり、前年度に比べ0.23ポイント上昇した。

後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は毎年増加しており、平成26年度は前年度と比べ53人増加、1.7%増した。1件当たり及び1人当たりの保険者負担額も増加し、療養の給付費は8,197万7,000円増加し、療養費は366万9,000円増加している。高齢化の進行により、こうした状況は今後も継続することが予想されることから、収入率の向上と適正な保険給付に努めるとともに、引き続き健全な後期高齢者医療保険運営に取り組まれない。

介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1億6,570万9,000円増加し、歳出総額も1億4,601万5,000円増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ59.7%増加し、5,265万5,000円となった。介護保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は95.79%で、前年度に比べ0.22ポイント上昇した。

認定者の平均介護度は0.01上昇し、認定者数が1,295人と、前年度(1,252人)に比べ43人増加したことや、介護サービスへの認識が高まり、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス給付費等が大きく伸びたことが要因であると思われる。

平成26年度決算において歳入歳出差引額は5,265万5,000円となっているが、群馬県財政安定化基金からの貸付金が約8,900万円あり、その返済が必要となってくる。平成27年度からは、今後3年間の計画に基づいて保険料の値上げが行われたが、今後も介護給付費は増加することが予想され、継続的に安定した介護保険事業の運営を行うためにも、さらなる収入率の向上と適正な保険給付に努められたい。

なお、平成27年度の随時監査で指摘した不納欠損処分に至るまでの事務処理については、書面にて改善策が提示され、既に改善を始めていることが確認できた。今後、債務の管理、債務承認による時効の中断等、適切な事務処理を行うとともに、負担の公平性、公正性の面からも、強制徴収権を有する債権であることを認識し、全ての滞納者に対して適正な事務処理を実施するよう求める。

介護予防サービスについては割愛させていただいて、下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ7,208万6,000円増加となり、歳出総額も7,255万6,000円増加となった。これにより、差引額は2,931万円となり、翌年度に繰り越すべき財源56万円を差し引いた実質収支額は2,875万円となった。

受益者負担金は、前年度に比べ609万9,000円増加であった。滞納繰り越し分を含めた収入率は91.3%で、前年度に比べ8.2ポイント改善した。

下水道使用料は、前年度に比べ735万6,000円増加となり、滞納繰り越し分を含めた収入率は96.7%で、前年度に比べ0.9ポイント改善した。

なお、平成27年度の随時監査で指摘した不納欠損処分に至るまでの事務処理については、書面にて改善策が提示され、今後の改善が望まれる。負担の公平性、公正性の面からも、引き続き慎重かつ効率的な収納業務に努めるとともに、さらなる不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まれない。

歳出では、下水道費が前年度に比べ6,387万1,000円増加となり、公債費も前年度に比べ868万6,000円増加となった。

下水道普及率は、前年度に比べ3ポイント上昇し、72.5%となった。

下水道事業特別会計決算については、今後、不納欠損処分に至るまでの事務処理の改善に取り組み、適切な事業運営に取り組まれない。

宅地造成事業特別会計の決算状況は、歳入総額が10億142万4,000円、歳出総額が9億7,529万6,000円となった。これにより、差引額は2,612万8,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源2,604万7,000円を差し引いた実質収支額は8万1,000円となった。

宅地造成事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成27年度への繰り越し事業で用地買収事業等は完了するが、土地の造成後には売却を行い、一般会計からの繰り入れ分を一般会計に戻し入れを行うとともに、地域開発事業債の償還を行う必要があるため、引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

基金の運用状況等。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。

財政調整基金については、平成26年度に文化センター周辺地区の宅地造成事業特別会計への繰り出しなどにより減少し、平成27年度においても取り崩しを予定している。財政調整基金は、災害時等の緊急対応だけでなく、繰替運用等の円滑な会計業務にも必要であるため、計画的な運用により引き続き適切な基金運用に取り組まれない。

26ページが玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見でございます。審査対象につきましては、水道事業会計決算でありまして、上記事業会計の決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書、事業報告書、収益・費用明細書、企業債明細書、固定資産明細書及び決算に関する証書類でございます。

審査期間、審査手続きにつきましては、一般会計と同様でございます。

事業の概要につきましては、お読みいただきたいというふうに思います。

27ページの6番、経営状況でございます。経営成績の推移は、決算書の損益計算書のとおりであり、当年度純利益は5,885万6,646円で、前年度未処分利益剰余金2,974万2,268円は全額前年度利益剰余金処分額としたため、前年度繰越利益剰余金がゼロ円となった。また、平成26年度予算から会計制度が改正され、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更等があった。その結果、現金の裏づけのない利益であるその他未処分利益剰余金変動額9億4,551万4,694円及び積立金目的充当済み額490万3,783円が計上され、当年度未処分利益剰余金は10億927万5,123円となった。

審査結果。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は、上下水道課の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行うとともに、預貯金については、平成27年3月31日現在の水道事業会計出納取扱金融機関の残高証明書と照合を行い、確認した結果、適正に処理されていることを確認した。

また、平成26年度に実施した定期監査、随時監査、決算審査及び毎月実施している例月出納検査の報告や意見に対する措置状況、契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事施工状況、負担金や補助金の支出、財産の取得、処分の状況、貸し付けまたは借り入れ財産の状況等についても、提出された調書をもとに確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。

審査意見。有収率については85.4%で、前年度に比べ6.1ポイント低下した。平成25年度末の監視システムの入替えに伴い、上陽地区の給水量について、より精密で正しい水量が計測されることになったことが要因であり、有収率への影響は平成25年度、平成26年度の2カ年であるとのことであった。今後も、収益の向上と水の安定供給のためにも、引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。

また、水道料金の収入率については、平成26年度の収入率が、前年度の94.3%に比べ1.1ポイント向上し、95.4%に改善されており、評価できる。

なお、水道事業については、配水池更新等の施設整備が今後予定されている。人口減や節水型家庭用品の普及等により今後も配水量は減少し、それに伴い営業収益が減少することも予想されるため、今後も安全で安定的な水道供給と健全財政を維持するために計画的な事業実施と適切な事業運営に努められたい。

28ページ以降は付表になっておりますので、皆さんでござんいただきたいとと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いします。

それでは、これより平成26年度の各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第10、認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第17、認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成26年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもって、8会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第18 報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第19 報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第18、報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19、報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれにも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率についてですが、過去3年間の平均値で算出しておりまして、平成24年度から平成26年度までの平均値は前回は0.5ポイント下回る3.7%となりました。国で定めた早期健全化基準は25%となっておりますので、この数値もクリアしております。

最後に、将来負担比率ですが、平成27年3月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、数値は算定されませんでした。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告をさせていただきます。

報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、宅地造成事業特別会計においても不足額はなく、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で報告を終了いたします。

次に、日程第18、報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19、報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君登壇〕

◇総務課長（高井弘仁君） それでは、先ほど町長のほうから提案の説明がありましたことにつきまして、監査委員さんのほうの審査意見書が出されております。代読をさせていただきます。

平成26年度財政健全化審査意見書。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成27年7月17日から8月6日まで。

3、審査の結果。総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

①、実質赤字比率、24、25、26と数値は算定されませんでした。早期健全化の基準ですが、14.08%。

②番、連結実質赤字比率、これも算定されませんでした。基準は19.08%。

③、実質公債費比率、平成24年度4.9%、平成25年度4.2%、平成26年度3.7%。基準のほうは25.0%でございます。

④、将来負担比率、これも数値は算定されませんでした。基準のほうは350.0。

個別意見。実質赤字比率について。平成26年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率はなしとなり、早期健全化基準の14.08%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

連結実質赤字比率について。平成26年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定なしとなり、早期健全化基準の19.08%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

実質公債費比率について。平成26年度の実質公債費比率は3.7%、平成24年度から26年度までの3カ年平均となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

将来負担比率について。平成26年度の将来負担比率はなしとなり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成26年度水道事業会計の経営健全化審査意見書でございます。これにつきまして、審査の概要、審査期間は同様でございます。総合意見としまして、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率は、24、25、26年度となしでありまして、経営健全化基準は20.00%でございます。

個別意見。水道事業は、事業の規模4億8,960万6,000円、流動負債4,535万5,000円、流動資産4億9,995万3,000円、剰余金4億5,459万8,000円、標準財政規模比6.6%、前年度は5.7%であり、したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成26年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。審査の概要、期日は記述のとおりでございます。

総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率、24、25、26となしでありまして、経営健全化基準20.00%でございます。

個別意見。下水道事業は、事業の規模2億7,976万2,000円、歳出額14億5,388万円、歳入額14億8,263万円、剰余額2,875万円、標準財政規模比0.4%、前年度が0.4%である。したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

平成26年度宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書。審査の概要、期日は同様でございます。

総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率、24、25、26ともありません。経営健全化基準20.00%。

個別意見。宅地造成事業は、事業の規模4億7,008万1,000円、歳出額9億7,529万6,000円、歳入額9億7,537万7,000円である。したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第20 議案第54号 玉村町税条例及び玉村町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第20、議案第54号 玉村町税条例及び玉村町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第54号 玉村町税条例及び玉村町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日付法律第2号で公布されたことに伴い、玉村町税条例及び玉村町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正の概要ですが、1つは、番号法改正に伴い、税条例全体を通して個人番号、法人番号等の規定の整備を行うものです。

次に、固定資産税に関する改正の概要ですが、課税標準の特例措置の一部について、新たにわがまち特例が追加されたことによる規定の整備を行うものです。対象となる資産は、サービスつき高齢者向け住宅である貸し家住宅に係るもので、国で示す割合を参酌し、税額を3分の2軽減するものでございます。

次に、たばこ税に関する改正の概要ですが、旧3級品の製造たばこに係る特例率を段階的に廃止するため、町たばこ税の特例率の経過措置を規定するものです。経過措置は、平成28年度から平成30年度にかけて段階的に引き上げ、平成31年度に特例の廃止を行うものでございます。

以上が条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） ちょっと聞きたいのですが、議案第54号、税制改定ということで、これはいわゆる国が今やっているマイナンバー制度に対応する変更なのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 井野成美君発言〕

◇税務課長（井野成美君） 全体を通して、マイナンバー制度に対応するものでございます。税額の減額の申請ですとか、そういった関係で、住所、氏名のほかにナンバーを書きなさいよと、そういうものでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） それで、税制を改正すると、マイナンバー制度に基づく個人情報ということで、年金機構の漏えい問題だとか、非常に全国的に心配をしている部分があるのですけれども、この取り扱いについて町はそれなりの対応をやっていくつもりなのか、その点についてお尋ねをいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 町の対応についてでございます。

まず、マイナンバー制度につきましては、国のほうの法律に基づいて町も実施するというところでございます。国のほうも大分周知不足のほうを認識しておりまして、いろんなところで今後も周知をしていくということでありまして。テレビ、新聞とか、いろんな場面でこれからも周知のほうをしっかりとしていきたいというふうに言っております。

いずれにしても、10月から実際にマイナンバーの、仮のカードと言っておるのですが、仮のカード、本人にその番号が送付されます。そんなところで、もうすぐそこに迫っているわけでありまして、町としましても、当然広報等ではお知らせはしておるのですが、ほかにも、これからの補正予算でも計上させていただいております、手引を毎戸に配布できるように補正予算を組ませていただきまして、可決されればそちらのほうも毎戸配布で周知のほうをしていきたいと。それから、区長会とかいろんな機会を通じまして、町、総務課を中心としましてマイナンバー制度の周知のほうを図ってまいりたいというふうに思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 町民に対しての周知徹底というのはそういうことなのだと思うのですけれども、今度はマイナンバーを扱う職員の皆さんの研修というのですか、取り扱い注意とか、そういう作業も必要になってくるのだと思うのですけれども、その辺の計画というか、対応についてはどう考えているのか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 当然、職員間でもその説明のほうが必要と思っておりますので、総務課

が中心になってそちらのほうの周知も始めております。これからももう少し詳しく、検討のほうを一緒に図っていきたいというふうに思っております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 1 議案第 5 5 号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について

○日程第 2 2 議案第 5 6 号 玉村町手数料条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 2 1、議案第 5 5 号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について及び日程第 2 2、議案第 5 6 号 玉村町手数料条例の一部改正についての 2 議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 1、議案第 5 5 号及び日程第 2 2、議案第 5 6 号の 2 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 5 5 号及び第 5 6 号は、関連がございますので、一括して提案をいたします。

初めに、議案第55号 玉村町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法がこの10月5日から施行されることに伴い、個人番号、これはマイナンバーでございます、マイナンバーを含んだ情報である特定個人情報が新たに加わるため、既存の町個人情報保護条例の項目を改正するものでございます。

一人一人に付番される個人番号は、個人情報の中でも特に重要な項目と位置づけられており、その取り扱いや管理などは既存の規定よりも厳格な制限を設ける必要があります。主な改正内容は、新たな項目の定義や特定個人情報の利用や提供の制限の追加、情報開示請求の手続の変更などとなっております。

続いて、議案第56号 玉村町手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。番号法が10月から施行されることに伴い、個人番号が記された通知カードもしくは個人番号カードを本人が所有することになりますが、それらのカードを再発行する際にかかる手数料を新たに加える改正でございます。

通知カード及び個人番号カードは、初回の発行時は手数料はかかりませんが、紛失などをした場合の再発行に、通知カードは500円、個人番号カードは800円の手数料がかかるものとなっております。なお、この金額は総務省の実費負担額として示されている額を採用しております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で2議案にかかわる提案説明を終了いたします。

日程第21、議案第55号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第56号 玉村町手数料条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後0時4分休憩

午後0時5分再開

◇議長（柳沢浩一君） それでは、再開をいたします。

◇

○日程第23 議案第57号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第3号）

○日程第24 議案第58号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

○日程第25 議案第59号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第26 議案第60号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第
1号）

○日程第27 議案第61号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第23、議案第57号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第3号）から日程第27、議案第61号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第57号から日程第27、議案第61号までの5議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第57号 平成27年度一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億1,031万円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億4,209万5,000円とさせていただくとともに、債務負担行為及び地方債の追加をさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では、社会保障・税番号制度の周知に伴うパンフレット作成費やシステム改修、端末機器の導入に係る経費のほか、相当の年数が経過している事務用パソコンの更新に係る経費、修正申告等に伴う町税還付金や学校給食事業基金への積み立て等の追加でございます。

民生費では、子ども・子育て支援の新制度による国の給付基準が確定したこと、対象となる認定子ども園を利用する児童が増加したことによる施設への負担金、第4保育所のゼロ歳児の入所予約に伴う臨時職員の賃金のほか、要支援者等の高齢者の生活支援体制の整備をするため、介護保険特別会計への繰出金等の追加でございます。

衛生費では、クリーンセンターの補修費、管理技術者資格の取得経費の追加でございます。

農林水産業費では、道の駅玉村宿の夜間等の駐車場の防犯対策を行うため、防犯カメラの追加経費と利用者への総合案内を行うため、受付カウンター設置費等の追加でございます。また、水辺の森など森林環境の保全を行うため、ぐんま緑の県民基金を活用し、倒木等をチップ化する破砕機の導入や畜産環境の整備に伴う補助金、農業用排水路の工事費等の追加でございます。

商工費では、小口資金代位弁済金、観光推進イベントへ参加するための経費の追加でございます。

土木費では、町内各所の道路改良補修や排水路改修のほか、公園施設の補修費、五料公園駐車場の給水施設整備費の追加でございます。また、28年度に都市計画基礎調査を予定しており、この調査は都市計画の定期見直しに反映されるもので、調査に使用する都市計画基本図の修正を行うため、そ

の業務委託料を追加するものでございます。

消防費では、消防署の排水施設補修費、防災無線の資格取得のための経費の追加でございます。

教育費では、小中学校、文化センター、社会体育館の修繕費や子ども・子育て支援の新制度による国の給付基準が確定したことによる私立幼稚園への負担金等の追加でございます。

なお、歳入では、国、県支出金として、中央小学校大規模改造事業が補助採択されたこと、小規模農村整備事業費の補助金等により合わせて1億3,978万円、前年度繰越金として3,783万円、諸収入として1,100万円、町債につきましては、中央小学校大規模改造事業の補助採択による学校教育施設等整備事業債の減額と臨時財政対策債の発行額が確定したことによる増額で合わせて2,170万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、債務負担行為の追加につきましては、玉村町土地開発公社において、東部工業団地、これは西地区でございます、西地区工業団地造成事業を行うことによる借入金に対する町の債務保証でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第58号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12万円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,838万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入につきましては、事務費繰入金を2万円増額、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック助成金を10万円増額するものでございます。

歳出につきましては、人間ドック検査費助成金を12万円増額するものでございます。

議案第59号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ2,154万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,769万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、前年度繰越金を2,154万9,000円増額するものでございます。

また、歳出につきましては、基幹総合業務システムの地域包括支援システムの改修費、地域支援事業の生活支援体制整備事業の実施に伴う経費、平成26年度の介護サービス等諸費等における国庫負担金等の超過交付分の返還金2,015万7,000円を計上したことで増額するものでございます。

具体的には、4月の介護保険法の改正に伴い、2025年、これは平成37年になります、平成37年に団塊の世代が75歳を迎えることを見据え、要支援者等の高齢者の生活支援のニーズに地域全体で応えていく必要があります。そのため、生活支援体制整備事業を活用し、社会資源の発掘や関係機関

や団体の連携の構築を関係機関や団体のメンバーで構成される協議体等におきまして協議し、発掘や連携に結びつけていく作業を進めていくこととなります。また、新しい総合事業を平成28年1月から実施するために、基幹総合業務システムの地域包括支援システムの改修が必要となります。

最後に、平成26年度の介護サービス等諸費及び地域支援事業の国庫負担金、社会保険診療報酬支払基金交付金の超過交付分の返還金を計上するものでございます。

議案第60号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,075万円を追加し、その総額を15億2,275万円とさせていただきますのでございます。

補正の主な理由ですが、歳入では、雨水事業に関する国庫補助金が減額見込みとなったこと、決算により前年度繰越金が確定したこと、補助金の減額や事業費の増加に伴う起債予定額の変更などでございます。

歳出では、労務単価の上昇や事業計画の見直しにより建設改良費の増加が見込まれるため、予算措置の必要が生じたためでございます。

次に、金額についてですが、歳入では、国庫補助金を2,130万円減額し、前年度繰越金を75万円、下水道事業債を7,130万円増額するものでございます。

歳出では、公共下水道建設費の工事請負費を1,900万円増額し、特定環境保全公共下水道建設費の報償費を70万円、工事請負費を3,105万円増額するものでございます。

議案第61号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。まず、資本的収支については、資本的支出の予定額を25万7,000円増額し、総額を3億2,491万1,000円と定めるものでございます。

内容は、水道検針用端末1台を増設するため、固定資産購入費を増額するものでございます。

次に、債務負担行為についてですが、今年度から来年度にかけて、旧354号線下新田地区において伊勢崎土木事務所及び町が道路工事を予定しており、それに合わせて配水管布設等の工事を行うものでございます。内容については、配水管布設工事分割1号、分割2号がそれぞれ1,200万円、配水管布設がえ工事分割10—4号、これが1,400万円でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第23、議案第57号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 説明になかったところなので、30ページの道の駅玉村宿の工事請負費660万円なのですが、最初のこの予算を立てるときの説明が今町長のほうからなかったもので、改めて聞くわけなのですが、完成したばかりで、まだ3カ月もたっていない道の駅の工事請負費というの内容を教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 道の駅玉村宿の662万1,000円の工事費の内訳について説明させていただきます。

先ほど町長のほうからも若干あったわけですが、総合受付カウンターの設置という話があったかと思います。これは、たまたんギャラリーのところに総合受付の、案内といいますか、カウンターを設置するというものでございます。間仕切りも兼ねての話でございますが、そういうことであります。それから、先ほどやはり町長からありましたけれども、監視カメラの工事ということで、主に関係が主体になる関係でございます。それから、展望台の屋根についても若干中に含んでおります。全面的に覆うということではないのですけれども、一部、階段の部分のところを主体に屋根を設置したいというふうに考えております。その3つが主な内容になっております。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ちょっと質問であれなのですが、今の内容で、道の駅の工事ではあるのですが、農業振興費のところに入っているということについては、どういう形で農業振興費に入っているのかだけ、ちょっと説明をお願いしますでしょうか。全体が、道の駅のやつがここだったということだとは思いますが、内容的にはちょっと、多目的ホールとか展望台とかという部分になってくるので、ここの科目でいいのかどうか、ちょっと教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 道の駅玉村宿の建物、敷地全体にかかわる話ということで、その中の展望台であったり、たまたんギャラリーであったり、そういうことで、道の駅全体が農業振興を主体に、もちろんもっと幅広い内容なのですが、そもそもが農業振興費の中で取り組んでいたものの延長線ということでご理解いただければと思います。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第58号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第59号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第60号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第61号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第28 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第28、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

前任者の残任期間として、平成26年10月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております金子一也様におかれましては、この10月31日に任期が満了となります。本案は、その後任者を選任するため提案をさせていただくものでございますが、金子様に再任のお願いをいたしましたところ、快く引き受けていただきましたので、議会の同意をお願いするものでございます。

金子様におかれましては、群馬県庁職員として長年にわたり勤務され、退職後は農業委員長や区長を歴任されるなど、行政経験が豊富で適任者であると考えております。ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 休憩をいたします。再開は1時30分といたします。

午後0時27分休憩

午後1時30分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開をいたします。

◇

○日程第29 一般質問

◇議長（柳沢浩一君） 日程第29、一般質問を行います。

今定例会には、11名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成27年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 道の駅玉村宿の運営状況について 2. 利根川新橋（与六分前橋線）の建設促進に対する進捗状況について 3. アウトレットモールの構想について	笠 原 則 孝
2	1. 町民への周知不足とアンケートについて問う	浅 見 武 志

順序	質 問 事 項	質 問 者
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全安心の町づくりについて伺います。 2. 町の公共施設の小規模改修やメンテナンスについて伺います。 3. 道の駅玉村宿の運営状況と今後の見通しと営業戦略について伺います。 	渡 邊 俊 彦
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 景観条例の早期制定を求む 2. 「道の駅」玉村宿の今後の展開について 	三 友 美 恵 子
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会活動の重要性とその認識。調査研究は、今までどのように生かされてきたのか。 2. 地域での筋力トレーニング教室は、町の指導を充実させて、長く続けられるように願う。 3. 東部スポーツ広場のバーベキュー場の管理について。 	備前島 久仁子
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町の公共交通の充実を問う。 2. 隣接市との協調と広域での取り組みの考えを問う。 3. 道の駅「玉村宿」の情報発信と運営方針を問う。 	石 内 國 雄
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保広域化は、自治体の役割である「福祉の向上、健康増進」最重要な機能が損なわれるのではないか。 2. 県都市計画法に基づく「大規模指定既存集落」の指定を受けて人口減少に歯止めを 3. 道の駅開設に伴う諸課題について 	宇津木 治 宣
8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度施政方針のその後 2. 地方創生事業についての取り組みは 	筑 井 あ け み
9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方創生に向けた総合戦略について 2. サービス付き高齢者向け住宅について 	島 田 榮 一
10	<ol style="list-style-type: none"> 1. 角淵グランドゴルフ場の臨時駐車場について問う。 2. 中央小学校の危険な通学路の改善について四度問う。 3. 現在策定中の玉村町地方版総合戦略について再度問う。 4. 小中学校のエアコン設置について再度問う。 	町 田 宗 宏

順序	質 問 事 項	質 問 者
1 1	1. 町長4期目出馬の決意を問う 2. 初夏の田園風景売り込みについて 3. 無人ヘリコプターの農薬防除について	齊 藤 嘉 和

◇議長（柳沢浩一君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、これから一般質問を行います。

その前に、皆さん、こんにちは。天気の方がちょうど、8月20日ごろまでは毎日猛暑日でしたが、お盆を過ぎてからはようやくしのぎやすくなり、また世間では、安全保障、つまり戦争法案、それに労働者人材派遣法、維新の問題、五輪エンブレムの撤回等で話題になっていますが、10月よりまた使用されるマイナンバー制度が、年金機構のお粗末な管理で世間を騒がせた割にはスムーズに決まってしまったようであります。我々国民はもっと中央で慎重な検討をしてほしかった、今度サイバーテロに狙われたらデータが盗まれ、不正使用による被害者が38%、情報漏えいによるプライバシーの侵害が34.5%と、こういう増加している中、これが出たら大変なことになります。そこで、担当官、扱い者には厳重な罰則を科すよう、そうでもしない限り、過去2回ほどミスをして、へっちゃらな顔をして、大変ご迷惑をかけましたとはげ頭を下げて、それで終わりがこの国の責任のとり方のようにあります。昔の武士みたいに切腹するくらいの気持ちを持って、国民のサービスに当たってもらいたいものであります。

それでは、議席番号4番の笠原則孝が質問に入ります。まず最初に、道の駅玉村宿の運営状況について。5月31日のグランドオープン、あのときは町長報告で6万人以上が出たという輝かしいスタートを切ったのでありますが、3カ月経過し、いよいよ本来の実力が試されることになりました。一般客の評判はどのようなものであるのか、施設の設備は万全か、集客数、売り上げ、日数は目標どおりなのか、8月8日、土曜日のイベントはいかがであったか伺いたい。そして、7月、8月の売り上げはどのようなであったか、出店業者と主に野菜を売る農家数はどのぐらいか、情報発信機能はどのようなになっているのか伺いたい。また、グランドオープンより先月、8月までの月別売上高を伺ってみたいと思います。

次に、利根川新橋（与六分前橋線）の建設促進に対する進捗状況についてお聞きします。昭和63年4月22日に都市計画決定し、その後、関係各所と幾度となく会談を重ね、前橋側は高崎駒形線より以南、前橋玉村線まで2.2キロは前橋玉村バイパスとして、利根川までの約700メートルは暫定2車線で既に供用しているが、玉村側、利根川以南、高崎伊勢崎線（県道24号線）まで約300メ

ーターについて、道路としての位置づけをするなど、前橋市と玉村町で協力する必要があるのではないか。

また、前橋市朝倉町南側には日赤病院が移転し、敷地面積12万8,000平米、ちょっと町歩に直しますと13町歩、東西が400メートル、南北が300、これが3年後には高度救急救命センターや基幹災害医療センターに指定され、県ドクターヘリの基地としても開院する予定でもあります。玉村町ではこの重要なことについて何らかのアクションを起こしているのか、後でじっくり伺いますので、よろしくお願いします。

次に、3番目、アウトレットモールの構想について。町長は以前、町の発展に伴い、道の駅の北側にアウトレットモールの誘致を考えていると新聞広告等に発表しましたが、その後どのようなになっているのか。既に近隣の市ではインター近くに18ヘクタールの土地を確保しており、3年後にはオープン予定であると発表しているが、当町ではどのようなになっているのか、今後の予定を伺いたい。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 4番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、道の駅玉村宿の運営状況についてお答えいたします。道の駅玉村宿の一般客の評判はどのようなかについてお答えいたします。道の駅には、来場者皆様の意見をお寄せいただき、道の駅運営に役立てるよう意見箱を設置しております。お寄せいただきました内容によりますと、当初は食堂、売店メニューの品薄へ対する改善要望等を多く寄せていただきました。現在は、利用者数等、状況を勘案し、材料等につきましても多く仕入れて、売り切れとならないよう改善をしているところでございます。そのほかのご意見を聞きますと、室内の木ぬくもりや香りが落ちつく、ケータリングカーがあって大変にぎやかでよいなど、今のところ全体的な評価としては来場者からは好評をいただいているところでございます。しかし、これからが本当の道の駅としての価値観が出てくることだと考えております。

次に、駐車場等の施設設備は万全かについてお答えいたします。駐車場につきましては、建物に付随する北駐車場と大型車が駐車可能な東駐車場があります。北駐車場につきましては、勾配不足等の状況により一部雨水が滞留してしまう場所がございますが、現在改善に向けてその手法などの検討を進めているところでございます。そのほか、来場者のさらなる利用向上を図るため、総合案内カウンターの設置、夜間における防犯強化のため、駐車場への防犯カメラの増設などを行う予定でございます。来場者から意見箱等にお寄せいただきました内容につきまして十分精査をして、この道の駅の一層の利用向上に必要なものにつきましては随時改善、整備をしていき、十分に来場者の皆さんにご満足いただける道の駅にしていきたいと考えております。

次に、集客数や売り上げについて目標どおりであるかについてお答えいたします。本年度、年間の売り上げ目標は約4億円ということでございますが、現在の売り上げ状況、来場者数につきましてはほぼ目標どおりに推移しております。

次に、8月8日のイベントはいかがであったかについてお答えいたします。8月8日に、道の駅の2回目イベントとして夏祭りを開催いたしました。このイベントは、道の駅がオープンして2カ月が経過し、地元地域の皆さんにより一層道の駅へ親しみを持ってもらおうよう、地域還元イベントとして開催をいたしました。当日の来場者数は想定していた人数には達しておりませんでした。子供縁日などについては、地域の子供たちに十分楽しんでいただけたかと感じております。ただ、今回のイベントを通しまして反省点もありましたので、今後のイベントにて改善をしていきたいと考えております。

最後に、7、8月の売り上げについてでございますが、7月が売り上げ約2,700万円、8月が約2,600万円となっております。

次に、利根川新橋、これは与六分前橋線でございます、の建設促進に対する進捗状況についての質問にお答えをいたします。利根川新橋建設につきましては、平成10年度から新橋建設を促進する協議会を発足させ、毎年度、構成団体である前橋市、高崎市及び玉村町と地元の県議会議員、市議会議員、町議会議員の皆さんで要望活動を行ってきております。要望活動としては、主要地方道前橋玉村線以南の市道の県道昇格と利根川新橋の建設、さらには高崎市新町への延伸と烏川新橋の建設促進であります。特に利根川にかかる新橋を含む区間につきましては、建設促進の重要区間として要望しているところでございます。昨年度も11月10日に総会と要望活動を行い、県土整備部長を初め関係部署、そして関係部課長などへ強くお願いをいたしました。

平成23年に北関東自動車道が全線開通をし、前橋市では前橋南インターチェンジ周辺の南部地域で拠点整備を進めております。前橋、伊勢崎地域に商圈がまたがる大型商業施設が開発されております。また、前橋南インターチェンジの北側、北部になります、ここに日本赤十字社前橋赤十字病院の移転が決まっております。これらの影響により、周辺の交通、安全面の確保が今後ますます重要な課題となることが予想されます。

この前橋赤十字病院の移転を契機に、県は、この要望路線の延長路線である主要地方道高崎駒形線から都市計画道路江田天川大島線の間、この間が2.8キロあります、2.8キロについて主要地方道前橋玉村線バイパスとして事業着手することとしており、この路線は着実に整備が進んでおります。また、この整備が決まった路線は、県のはばたけ群馬・県土整備プランにおいて前橋玉村線朝倉工区バイパスとして位置づけておりますが、利根川新橋建設については今のところ整備計画について具体的な位置づけはされていない現状であります。

しかしながら、先ほどの前橋市の現況と、玉村町側では高崎玉村スマートインターが開通し、接続

する東毛広域幹線道路も開通いたしました。このような両地域を直結する利根川新橋の建設は、県内及び県央南部地域の産業振興や地域経済の発展、さらに高度な救急救命医療の拡充を図ることができまますので、これから群馬県に強く要望すると同時に、この利根川新橋が大変重要な地域になってきたと私は思っております。

次に、アウトレットモールの構想についてお答えをいたします。ご承知のとおり、高崎玉村スマートインター周辺地区は、町の都市計画マスタープランで、町の新たな玄関口として、広域交通の利便性を生かした活力と交流機能の向上を図る産業構想拠点として位置づけがされております。この位置づけにより、スマートインター周辺地区を対象としたまちづくり協議会が設立され、同地区の土地利用について協議を重ねた結果、民間企業から商業系での進出希望もあり、商業系業務形態はアウトレットモールで進めるべきとの提言をいただきました。

この商業系での土地利用を進めるための都市計画の手続としては、事業対象地の市街化区域編入を行い、民間活力を生かした市街地整備を進めることとなります。市街化区域編入については、上位計画の位置づけ、事業実施の確実性、区域面積の要件などが整っていることが前提条件となり、農林調整等の各種手続を町が進めることとなります。しかし、群馬県が策定している都市計画区域マスタープランでは、郊外での大型商業用地の新たな設定は原則抑制するが、まち全体で不都合が生じないよう、広域的な観点から既存の商業に影響を及ぼさないことが整理された場合のみ設定することができるとされております。現在、県との協議が続けられている状況でございます。

このような状況の中、関越自動車道花園インター周辺に日本最大級のプレミアム・アウトレットの進出が決定をいたしました。この花園インターチェンジと高崎玉村スマートインターは、花園と高崎の間、約30キロ程度の距離があり、商圈が重なり合うこととなります。昨年度実施した企業アンケートの中でも、花園インターへの進出を警戒してなのか、強く進出を希望する企業がありませんでしたので、進出企業の可能性は厳しい状況となっております。しかし、アウトレットモールの構想はまちづくり協議会でいただいた提言でもあるし、依然として群馬県内にアウトレットモールはありません。また、この構想は地域活性化の起爆剤になり得る可能性があり、玉村町のイメージアップ向上にもつながるものと思いますので、さらに慎重に調査を進めたいと考えておりますが、スマートインター周辺の土地利用が長期にわたって何にも利用されないということは避けなければならないと考えております。早急に調査を進めて、この活用を進めていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、今度、自席のほうからまた質問いたします。

町長は、就任、もうすぐ12年目になりますが、建物の建てかえ、改装等は携わってきていると思

うのですが、新規の箱物は、要するに玉村宿、道の駅、これは恐らく初めてではないかと思うのですが、その辺と。それで、この道の駅の評判なのですが、先ほど言ったとおり、ちょっと品薄である、時間に行っても、ない。当初は、売り切れを、品の残りを心配してある程度少な目に出したと、いろいろ聞いてみた結果、やはり1日1回程度の補給なのです。大体、どこも聞きますと、朝、朝どりですぐ持って行って、そうすると、大体それが、お昼ごろまでには大体完売でもないけれども、少なくなる。そうしたら、2時ごろの補給を1回する。そして、最終的に、今度は5時以降、パートだ何だの勤めている方が寄ってくるので、また大体。大体、平均、売れるところは3回ぐらいの補給をしているわけなのです。

それで、お聞きしたいのですけれども、出している出店者の方との分科会みたいのはあるのですか。そうすると、やはり個人個人が意見を言ってもしょうがないので、例えば分科会みたいのをつくって、道の駅の駅長なりスタッフとよく、どういうものだとメインの話、ただないよという電話をもらっただけで、はい、補給というのではなく、やはり、備前島議員が四国の道の駅のほうを見てきたけれども、やはりその辺が大分、どこでもそうなのですけれども、道の駅で最初からもうばんばん、ばんばん、予定どおり売れたと言われますけれども、売れたというところはどこもないのです。例のららんだって、最初つくったときは、何だこれはだったのです。ところが、皆さんが知恵を出し、いろいろなアイデアを出して、現在のほとんど日本一ぐらいの売り上げを誇る道の駅に育ったわけなのです。ですから、今後やはりその辺は、例えば今現在、米が売れないのではないかなと思うけれども、その検査をすぐやる。やっぱり、どこへ行っても地酒のお酒はあるのです。だから、酒の免許がおりないなら早急にやる。いろいろと残されたものはいっぱいあって、やはりあそこにいる、店長にしろ、幹部にしろ、もうほとんど、物産展といっても物売りですから、スーパーの店長になったぐらいの気持ちでやはりやっていただきたいと願います。

それと、今度、町発信、情報基地としての発信機能、これはどのくらい今出ているのか、ちょっとその辺も伺ってみたいと思うのですが、課長、よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） それでは、ちょっといろいろあったのですけれども、発信機能でよろしいのでしょうか。

発信機能につきましては、情報発信センターというのが、小さいコーナーですけれども、あそこにあります。パンフレットを置かせていただいたり、デジタルサイネージによりまして電子的な情報を、交通情報から始まって町内の情報等、いろいろ発信をさせていただいているところでございます。特にパンフレットの売れ行きというのが大変よくて、実際にどこまで見ていただいているかはわかりませんが、置くとなんかなくなってしまうというのが実態でありまして、成果は別として、か

なり発信にはなっているかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それと、バッテリーで動くバスがありましたよね。あれはまだ走ってはいないのですか、どうなのですか。それとも、もし走っていないのであれば、いつごろなら運営をできるという、ちょっとめどをお聞きしたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 電動バスのことだと思うのですけれども、やっと納品になりまして、保険が入った段階であります。ですから、動かそうと思えば動かせる態勢にはなっているのですけれども、これから実際の動かすコース、誰が運転して、どのように運営するというのを、もうちょっと時間をいただいて、イメージとしては10月ごろかなというふうに思っているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 1,200万円をかけて、そんなに眠らせちゃうのですか。もう既に、運転士さんにも何も、運行距離も大体はかかっておかなければならないのだと思うのですが、ちょっと後手後手に回っているような感じです。

それと、今度はもう一つ、あれができたばかりで大変、あそこの駐車場のつくりなのですから、ちょうどそのころは、5月31日で、6月に入って、雨季に入って相当数、雨が降ったわけです。水量が考えられぬぐらい。あそこを通った人が、何だ、道の駅では釣り堀も始めるのかいなんて嫌なことを言われたのだけれども、非常に、雨が降るとみんな水かきをしてやっていると。だから、ああいう道路建設は誰が監修しているのかということを知りたいのです。

だから、私が以前言ったとおり、やはり町としても1人や2人ぐらいはああいうのを見られる専門官を置いてもいいのではないかと。みんな素人で、いや、こうだ、ああだと、みんな丸投げみたいな感じで、正直な話、駐車場で水が上がってどうしようもないというのはほとんど見られないわけなのです。まして、面積があんなに狭いでしょう。一番心配なのは、では、あれと同じのはどうだといったら、裏の農協を見てください。水、たまりましたか、農協、やってから。これは何だと私は言いたいのです。技術力の差かな、それとも予算が低いからできないのかな、あれきしゃだと。その辺を本当に考えないと、ちょっとあれで評判を落としましたよ、非常に。だから、その辺をちゃんとやってもらいたい。

ということは、今度、逆に私は伊勢崎土木のほうへ行って聞いたら、大型のほうはどうだいとい

うのですよ、大丈夫だろうと。大型のほうがはっきり言って長いのですよ、スパンが。それで、たまらないと。それはそうですよと言いましたよ、私が毎日行って監視したからと。だから、その辺を、やっぱり町の事業として、全て、建設、土木、出す場合においても、やはりある程度精通した人がいないと、ただ数字だけ見て、工期だけ見て、いいというのではなく、やっぱりそういう人を置かないと、今後町も予算が、当初やったとき、88億円ぐらいから今はもう110億円いっているのだから。その辺をやっぱり考えておかないと、今後、何だいということになって、全てがコンサルタントに任せるようになってしまうから。では、コンサルタントに任せた、優秀なコンサルタントならいいです。ところが、今はおかしいのばかりで、東京オリンピックのエンブレムではないけれども、人のものをみんな持ってきて、道の駅だって、俺に言わせれば、何ですか、あれはというのだよ。介護施設かいと言っています。そんなあれもあるので、やはりそこは特徴のあったものをびしっと出して、コンペでも何でもやるのなら、もっと専門家によく見てもらわないと、その辺がちょっと心配なので、言っておきます。

それとあと、やはり、道の駅、ああいう商売は玉村町としては、恐らくあれだけの大型の約5億円からかけてやるのですから、今聞いてみたら、先月が2,600万円ぐらいで、その前が2,700万円ぐらいですか、100万円ぐらいおっこっているのです。だから、またこの10月がどういう程度で出るか。よく考えたら、これは日割りの30日、1日は休むから、7、8は31日まであったから、30で割ってみたら86万円と83万円ですね、日販が。そうすると、セブンーイレブンでも優秀なところは80万円売っているのですよ、3人で。これはたまげてしまうでしょう、本当に。それはうそだと思ったら、大手のところへ行って聞いてもらえばわかります。前橋市の県庁の南あたりで私の友達がやっているのですけれども、大体そのくらいですよ、日販。だから、いま少しやっぱり努力をすれば、3人でやっているのです。利益のほうはどうかかわからないけれども、やはりもう少し、ちょっと商業的にもっとプロになってもらいたい。ただ時間から時間までいればいいのだよ、ないのだからしょうがないのだよ、最近肉は売れないけれども、揚げ物が売れるのだよ。でも、そんなのではなく、やはりできたからには、最初ですから。

3年後には、言ったとおり、高崎市が始めたでしょう、あそこのインターのところ。あれはバスターミナル兼物産館でやるらしいですけれども、何かうわさによれば、1階がバスターミナル、2階が野菜売り場、3階がお魚屋さん、勝手にうちが入るのだと言っている魚屋もあるようだけれども、今交渉中で、4階、5階、これが東京都の災害の備品の倉庫だと、市長がうんと言わないから決まらないらしいのですけれども、そこまで来ている。これから、ずっと行ってみますと、本当にいいところで、混まないのだから、やってもらいたい。音楽センターがこっちへ来るのも、皆さん、知っていますでしょう、ビックカメラのところへ来て。向こう側、今度はイオンがそっくりまちの中にできちゃうのです。そうすると、まちの中では混むから、では玉村町の道の駅でちょっと飯でも食って、高いか

ら、行こうかというので、うんと利用できるのです、うまくやれば。だから、その辺をやっぱり、行ったら物がなかったとか券売機の前で並んでしまったとかという、ないようにやってもらいたいのですけれども、いかがなものでしょうか、その辺は。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 先ほど売り上げの話もさせていただいたのですけれども、確かに2,700、2,600ということで、その前に4,300というのがあるので、平均すればまあまあかなというところなのですけれども、2,000台がずっと続くということは、やはり余り好ましい状態ではないというふうに自覚しておりますので、特にこれから9月になりますとシルバーウィークというのがありますので、そういったところに毎日イベントも企画しております。そういったところで集客をして、少し盛り返しができるかなというふうに思っているところであります。

また、高崎市のほうが大分よくなるような話も出ているのですけれども、そちらにお客がふえるということは、通る人もふえるということですので、ぜひ人にとまっていただくような施策を、今いろいろ批判される部分もあるかと思っておりますけれども、取り入れられる内容についてはできるだけ取り入れて、少しでもお客さんに喜んでいただけるような、そして売り上げが伸びるような、そういった努力を重ねていければというふうに思っております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） あと一つ、出店している人から言われたのですけれども、販売する品目、例えば余り玉村町には、野菜といっても大差ないと。例えば時期的に梅とか、そういうものを出したいのだということがあれば、やはりその辺を考慮して、ではどのくらい出るのだということで、やっぱりやっていただきたいという意見もありますので。

それとあと、やはり生産者同士の会合、会議みたいな、分科会みたいなのを設けてもらって、どうしたらうまくいくだろうと、どこもこれはやらないと正直な話、だめなのです。そのままでだらだらいったのでは、5億円もかけてしまったのだから、どうにもならなくなってしまうので、やはりそこは努力してもらおうと。

農協がやったからか～ぜも、あそこの宮子のところの、最初は本当に、ちょうど震災的なこともあったけれども、何だこれとは言っているのが、今はあそこが一番売れているそうではないですか。何でかという、やはりそれなりの努力をしたということなので、その辺は惜しみなくいろんなアイデアを出して、店の品ぞろえが、言われぬように、買いにいったらなかった、二度と行かないよなんてことを、京目のほうだとか下大類だとか宿大類だとか綿貫とか矢中とか、あっちのほうから聞こえ

てくるのです。だから、そんなことのないように、せつかくできたのだから、ある程度地盤をがっちりしないと、ほかへ持っていかれてしまうから、後にできたところに。その辺をしっかりとやっていただきたいのですが、総括して、最後に何もありませんか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 特に野菜関係につきましては、新鮮さを売りにしておりますので、夕方補給とかというのはなかなか難しいのが実際だと思います。かといって、余り早く終わってしまうというのも、それも問題ですので、そのかげんのところでうまくやっていければというふうに思うのですけれども、実態としては、メール配信システムというのがありまして、出荷した、希望者ですけれども、全員ではないのですが、3回ほどメールが届くようになる仕組みが出ております。ですから、自分の品物がどの程度売れているかというのがわかるようにはなっております。かといって、それは自分の品目がなくなっているということになっても、同じものがほかの人がまだあるかもしれないという、ちょっとわからない状態なのですけれども、そういったところは電話等で職員のほうが連絡して、できるだけ協力してもらうようには、協力してもらっているところなのですけれども、この道の駅でもそうかと思うのですけれども、やはり夕方になると品薄になるというのが実態かと思えます。ただ、そのところをうまく調整できるように努力はさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） ですから、10月ごろには、行っても、ないよということのないように、ひとつ頑張ってやっていただきたい。

それでは、次の、第2番目の新橋の問題をちょっと質問いたします。今町長が話してくれたのだけでも、町では新橋建設促進運動とかはしているのですかね、これはやってくれなければ困ると。もう既に、一番心配しているのは、3年後にはもう日赤があそこへできてしまって、救急病院の役割もするわけです。それで、今混んでいる福島橋を回っていくよりも、あそこができれば倉賀野地区から新町から、救急病院として使えるわけなのです。私が言ったとおり、これは7階建てなのです。正直な話、この病院は。今からやったのでは、橋をつくとどうしても10年かかってしまうのですよね、正直な話。

だから、早急にやっておかないと間に合わないというので、やはりその辺は、私が行って実際はかってみたら、前橋南インターがあるでしょう。あそこからおりて、1.5キロ来るのがちょうど利根川の岸壁なのです。1.5、向こうへ行ったところが、何ということはない、日赤なのです。そうす

ると、玉村町の一番端から、日赤が今度できた、橋があればの話ですよ、たればの。板井のところにかかるとなれば、3キロで行ってしまうのです。それで、今、ここから伊勢崎市の、玉村町は伊勢崎市のみんな市民病院を使っている、何キロあると思いますか、あそこまで。半分以下です。だから、その辺をやっぱりやって、今から相当の力を入れていかなければ、うちにも立派な県議もいるのだから、やはり、県土部長に言った、言ったではなく、もっと尻をひっぱたいて、県議も使わなければだめだよ。本当に、県土部長に話をして、以前はいいなと思ったら、前にいた県土部長は斎田にいますけど退職してしまったから、ちょっとだめなので、やはりその辺を強く言えば。

よく考えてみな、恐らく、この間もちょっと知事と話したら、何しろ、玉村町近辺ばかりそんなに橋なんかかけられない、俺だって明和のほうをかけなくてはならないの、向こうだからと言ったけれども、人口比率はどうかと言ってください。わずか200万足らずのところ、高崎市、前橋市、伊勢崎市を入れたら、こっちは半分です。その辺を強調してやらないと、やはり、インターチェンジができて100%だといっても、では住んでいる住民はどうかと、年中渋滞だの何だの、遠回りしなくてはならないというのがないように、その辺を、ちょっと橋のことだから、今度は誰かなちょっと、どのくらいまでいっているのだ。

何か聞いたら、前橋市にこの6月に行って、市長に行き会って話ししたら、何言っているのだい、前橋市は全部用意してあるのだよ、橋をかけるのに。ある有志者が行き会って話したらいいです。そういう話になっているのです。やらないのは玉村町だけだんべ、だって、それなりの姿勢を見せなかんべ。伊勢崎市の、高崎伊勢崎線の、高崎から北部、300メートル、ちょっとはかってみたら。そこ、だから、都市計画しているならしているなりに、それなりの道をやっぱり切り開いていかないと、真剣度が足りないよというのです。だから、その辺を町の姿勢としてはどうかの、買収資金が出てしまうのでだめなのかな。それで、10年もおっぼり投げているのでは資金負担が大変だからというから、そのくせ、片や、さっきの説明では財政は最高にいいのだと言っているから、何かアンバランスなのだよ。大体、財政がいい、財政がいいとよく言うのだけれども、お金を使わないで、俺はあるのだと、死んでしまったら終わりなのです。やはり、お金だとか、そういうのは計画を持って使って、それでみんなが利用しなければ意味がないのではないですか。だから、その辺をちょっと詳しく聞きたいのですが、いかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 笠原議員のご質問にお答えします。

玉村町は何もしていないのではないかとのお話でございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたように、玉村町、高崎市、前橋市の市長さん、議員さん等と、あとは地元県議にお願いをして、毎年1回、総会を開きながら県に対して要望をしております。実際に、私もここへ来て3年ほどにな

りますが、最初のほうのときには全然話にならなかったというような、要望に行っても状況だったのかなというふうにも聞いております。だんだん、やはり日赤ができるとか、そういう面では大分大切な橋だというふうに県でも考えてきておるようでございます。

また、ことしの6月ですか、には、答弁の中にもありました、前橋市から日赤を通過して、これは高崎駒形線のところまで、北側については2.8キロが、県も事業化するということではっきり決定したようでございます。それからまた南へ、現在の前橋玉村線までは既に事業も完了してございます。そこから、今度は南へ約700メートルとか800メートルで利根川にかかると。また、うちのほうも、広幹道から北側へ、高崎線までは今行っておるわけですが、その先が、笠原議員さんに言わせると、何もしていないではないかということでございます。橋の位置等によって、また道の位置もずれてまいりますので、そこいらもありまして、町としても今現在、北へ300メートルほどでございますが、なかなか手が出せないのが現状ということでございます。

毎年、皆さんに協力をしていただいて、県に強く陳情を申し上げておるわけですが、今後も進めていながら、先が見えた段階で、町としても今度は高崎伊勢崎線の北側300メートルにも計画のほうを着手していくというような格好になると思います。橋の方向がはっきりしてこない、町としても、その用地買収とか、そこまでちょっと今のところ乗り出せないというのが現状でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今課長が敷地がはっきりしないと言ったけれども、あれはそのまま延長すればずっと行くのに、向こうはもうできているのだから、そんなにカーブする必要もないでしょう。今のちょうどなっている、あそこは三靖工機があって、そのうち。だから、わずかあの距離なのだから、そのぐらいできるのではないかなと思うのですけれども。

1つといいますと、ちょっと質問するのですけれども、都市計画道路と決定された道路はどういう意味を持つものかということをお聞きします。

そして次に、都市計画道路と決定されている、仮に道路の敷地内に土地所有者が自宅建物を建築することができるのか、また建築許可をとるに際し、何か将来の移転についての特別の約束があったか、その2点をお聞きしたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 都市計画道路についての意義でございますが、都市計画道路につきましては、ここに道路を通すと、将来的に道路建設をするということで、目的を持った道路ということでございますので、それを都市計画決定をさせていただいているということでございます。

そして、例えばそこに一般住宅を建てたいとか、そういう場合に、木造の2階建てとか、そういう

ものであれば都市計画の申請を出していただいて、例えば鉄筋コンクリートとか、そういうものは許可になりませんが、木造とか、そういうものであれば、その事業着手になった場合には協力をしていただくというような条件を入れて許可をさせていただいているというようなものが現状でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それなのです。みんなが、そういうちょうど延長線にできてしまったと。正直な話、ここにも来ている羽鳥さんのうちなのですけども、そんなのでいいのかいなんていう、心配する人がいるので。それでは、もうできてしまったのだから、少なくともうちの耐用年数というのは20年から木造であるのだから、20年は橋がかからないのではないのかいと、こうなってしまうのです。だから、その辺をやはりちゃんと周知してやらないと、そうではなく、あと10年もたてば、今の団塊の世代が、前に言ったとおり、ほとんどみんな後期高齢者で、本当にひどくなってしまうのです。

今、正直な話、伊勢崎市だって、恐らくうちのほうは伊勢崎市の市民病院の協賛金を払っていないのでしょ。だから、そうすると、今度はやっぱり一番でかいレッドクロスだと、こういうことになるのです。だから、その辺をやはり踏まえて、県の役人も、正直な話、県土整備部長だって、一生懸命やったと思ったらかわってしまうのだから。もっと、本当に、一月に1回ぐらい、うるさいぐらい言って、うるさいな、どうしようもないなというぐらいやると、人間というのは折れるから。やっぱり、ただ年に1回ぐらいではだめだよ。

やはり、私も前橋市の市長に行き会って、ちょっと、個人的に知っているものだから、行き会ったら、玉村町がやらないからだめなのだよと一発で言われましたよ、はっきり言って。玉村町がその姿勢を見せてくれれば俺だって協力するよ、俺ももう一回出るからと、はっきり言って。うちの町長がもう一回出るというのと同じで。だから、その辺を、1回同士、出る人がいるのだから、本当にこれは住民のサービスだと思って俺はやってもらいたいだけけれども、その辺、町長、いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 笠原議員さんの言うとおりでございまして、特に日赤というのは群馬県の災害拠点病院なのです。ですから、前橋市の病院ではなくて県全体の病院であるということで、今一番考えているのは、太田市、伊勢崎市、高崎市から日赤に行くのに何がいいかという、広幹道に来て、広幹道から前橋玉村線に入って日赤に行くのが一番いいというのが今の考え方でございます。

それで、笠原さんも前橋市長と行き会ったというけれども、私も市長とはよく一緒にその話で県のほうに行っております。今、県が病院ができるということで始めたのが、江田天川大島線というのがあって、これはスマートの北側に走っている道なのです。そこから日赤の横を通過して高駒線に来ると、

高駒線から玉村前橋線は4車線がもうできているわけです。そこを、高駒線までそれをつくりますと、2.8キロありますから、それができると次は、もう4車線できていますから、次は橋になるわけなのだけれども、まだはつきり橋と言わないのですけれども、それは知事も大体そのような構想でいるというのは私も話しした中で感じております。その辺を前橋市ともっともっとやろうということで、市長とはそんなことで話をしていきまして、笠原議員さんが言うとおりに、もっと前橋市と力を入れてやったほうがいいよという、これは本当の話でございますので、玉村町でやるよりは前橋市と一緒にやってやったほうが力が入る、もっと早くできるのではないかなと私も思っております。

それはそのとおり、これからもっともっと前橋市と一緒にやって橋までの道をつくる。橋ができて、それから広幹道までは道の用意ができてありますから、玉村町は、今の町道を県道に格上げするか、4車線にするかということで広幹道まで来ると。ですから、広幹道を通して日赤に行くのが、高崎市からも近いし、伊勢崎市からも近いし、太田市からも近い、館林市からも近いのだと、これは県も十分、知事もそれは承知していて、それが一番近道だよという話はしております。そんなことで、これから橋の、次の、今、江田天川大島線の次が今度は橋になってくると私は感じているのですけれども、そのように、これからもっともっと強烈に運動していく必要があるかなと考えております。そんなことで、広幹道の4車線化が来年度いっぱいになりますから、この橋が来年度いっぱいできて、4車線化ができれば、次の段階として前橋玉村線の新橋に話が移ってくるということは十二分に、私もそのような形になるのではないかなという、県との話、知事との話の中では感じております。

ですから、ここへ来て、もう一度、日赤病院の移転もありますし、日赤が3年後、2018年には日赤が開院をするということでございますので、それに合わせるか、それに近づけて広幹道から日赤に入る道をつくるというのがこれからの大きな仕事ではないかなと思っておりますので、今笠原議員さんが言われたとおり、もっともっと玉村町が動いて、この話を近づけていくということが必要であると私も十二分に感じておりますので、その辺でご理解していただきたいなと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 町長の意見も、ここで気持ちも持ったけれども、橋だから、そんなに、今度、逆に、あと一期、また町長がやっても、ちょっとまた、1期中にはちょっと橋の開通には間に合わないのではないかなと思うのだけれども、そんなことを言わずに、名を残すのであれば、ひとつそこで骨を折っていただきたいと、私はそう思うのであります。

では、次に第3番目のアウトレットの質問に参ります。以前、ある新聞に、以前、ある新聞といっても、恐らく私のあれではいせさき新聞だったかなと思うのですが、玉村町の将来構想について、町内在住の有識者等との会談を行って、これからやはり、東毛広幹道ができて、そして関越道路の、クロスして十字線ができた、その辺が非常によいので、アウトレットあたりをつくれば、商業施設で

もいいし、そして雇用も生まれるということで恐らく構想したのではないかと思うのです。そんなので、話がだんだん、だんだん、いい話していて、非常に玉村町に住んでいて将来希望が持てるなど思っていたところ、やはり、今度は何か花園のほうへできたのだということで。

アウトレットなんていうのは、大体、この近辺を見ますと、栃木県の佐野市にありますよね。それからずっと行きまして、入間市にあるのです。それから、軽井沢町にあると。やはり、みんなこれをよく見てみると、大体50キロ以上は離れている。先ほどの説明では、直線で30キロだと。そして、まして上里インターが、本当はこの8月末にはスマートインターとして開通するわけだったのですが、いろいろな諸問題が起きて、この12月には上里インターがスマートインターとして開通するらしいのです。そこはほとんど、今大半はできているけれども、ほとんどが工業団地で、商業施設も一部また持ってくるよと、こう言っているのです。

それで、花園の件なのですけれども、もう大々的に、あそこは市長さんがもろ手を挙げて賛成しているようなところなのです。どんどこか行って見ました。熊谷市から秩父市へ行く国道140号線なのです。この国道140号線をずっと行きますと、秩父鉄道が走っているのです。その高架のところの西側が全部そうらしいのですよ、18ヘクタールぐらいあって。見てみたら、ああ、なるほどなと思ったのは、玉村町の農地よりも向こうの農地のほうがはっきり言って使いづらいし、土地も悪い。ところどころ採石をとったり、ちょっとした小山があったり、確かに、本当に、40年か50年前に土地改良した状態で、道も玉村町ほど広くありません。ですから、それを見ると、玉村町のあそこは最優良地だから、ちょっと難儀かなということも、関東農政局から言わせると、いや、こんな優良地というような話も出る。

向こうの場合は、見てきたら、ちょっとした、埼玉ですから、林がいっぱいあるのですね、雑木林が。そんなところだから、それをやって、聞いてみたら、ほぼ、もう説明会はついたのだよ、あとは地価の相談なのだよと、そこまで聞いてきたのですよ、行って。ああ、そうですかと思った。見たら、駅までつくるのですって、あそこ、今度。それを、商業施設ができれば、その駅へ熊谷から来て、その駅でストップできて、そのまま歩いて買いに行けると、非常に、面積的にもちょうど四角っぽくなるような感じです。

そんな状態で、向こうは3年後にはグランドオープンを目指しているのに、では玉村町もここまで来て、ぶち上げたけれども、今後どういう意向でいくのか。また町長に伺いましょうかね、その辺は。では、ひとつよろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） スマートインターができて、玉村町もその土地の、スマートインター周辺の土地利用をどうするかということで、前橋工科大学の稲見先生を座長にして協議会をつくっていただ

きました。そして、いろんな利用方法を検討していただいた中で、そのときはまだ道の駅が開店していなかったのですけれども、北側についてはアウトレットモールが最適ではないのかという答申を受けました。それで、県との協議に入りましたけれども、何せ、今笠原議員さんが言ったとおり、こちらは優良農地でございますので、この優良農地を変えるというのが非常に大変でございます、県との話の中でまだまだ進んでいるところでございます。思ったようには話がうまく進んでいないというのが現状でございますけれども、うちとすれば、県との協議をした中で、これを活用するために、これからいろんなハードルがありますけれども、ハードルを越えてつくっていきましょう。

花園インターにアウトレットモールができますと、確かに入間市だとか、あと、それから圏央道に向こうに行ったところに1つアウトレットモールができていますけれども、そういうものの影響というのはかなりあると思うのですけれども、例えば玉村町がこれからやるというときに、長野県、新潟県、そして栃木県も佐野市にありますけれども、こっち、群馬県方面のほうにはないわけでございますので、商圈とすれば、コストコもあります、コストコに来るお客というのは相当な数が来ておりますので、私は商圈としては別にそんなに悪くないのではないかなと。ただ、今まで玉村町ができそうだとすることで幾つかのアウトレットモールに携わるような企業が来ていたのですけれども、花園にできるということでもかなり腰が折れてきたというのは現実な話でございます。ですから、県との協議はこれから続けていくわけでございますけれども、その辺をどういうふうな形で突破していくか、またそれにかわるべきものがあれば、そのかわるべきものでもいいのですけれども、今のところそのような形で県との協議を進めておりますので、これを急にやめるということではございませんし、その辺を、周りの状況を十二分に勘案しながら、せっかくできたスマートインターチェンジでございますので、道の駅もあれだけの集客力がありますから、それに付随した集客ができるものということで話を進めていく予定でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 話を大体伺って、大体概要はわかったのです。

玉村町も、ちょっと新聞を見ますと、スマートインターも大分利用者がふえてきたと。ふえてきたということは、玉村町にそれだけ人が通っているのだということなのです。そんな関係もありますので、やはり玉村町に生まれて幾らか希望が持てるかなと、何か閉塞感の中において、どうしようもないのではしょうがないし、そんなわけで、これからの町政を、間違いなく希望の持てる町にしていきたいと思っておりますので、ひとつそんなので努力してみてください。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩をいたします。2時40分に再開をいたします。

午後2時27分休憩

午後2時40分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開をいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、12番浅見武志議員の発言を許します。

〔12番 浅見武志君登壇〕

◇12番（浅見武志君） 議長よりお許しができましたので、一般質問を始めたいと思います。

12番浅見武志です。それでは、一般質問に移りたいと思います。

町民への周知不足とアンケートについてお伺いをいたします。今までは予算説明会を各地区に出向いて行っていました。最近行わなくなってしまったのはなぜか。各課の事業についての町民への説明不足と周知不足で、町民の理解が得られていないような気がいたします。町民に対して、事業の説明と周知をどのように行っているのかお伺いいたします。

また、事業によっては、説明や話し合いを行いながら町民に理解を得ていただいたりとか、あとはアンケートをとったりすることで新しい事業の取り組みをしてはどうでしょうかという形です。

いろいろと町民の声が聞こえてくる中、また一般質問を何度も繰り返されている問題点が多いのが、ここに挙げました8項目についてでございます。1つ目が、国民健康保険について。

2つ目が、介護保険について。

3つ目が、五料地区の防災公園計画について。

また、4つ目は、陳情などもございましたが、JAしばね支店の跡地取得に関する請願と、じょうようのまた支店も一緒なのですが、また上陽地区なんかでJA跡地の取得などについてどのように考えているのか。

また、中央小学校以外の小学校と中学校のエアコンの設置事業について。

あともう一つ、エレンズバーグの交流事業について。

あと、英語指導助手（ALT）について。

最後になりますが、2学期制について、町民の方からいろいろと質問を受けたりとかもしております。

また、たくさんの議員からも、この問題点については何度もテーマとなって、一般質問なども何回も行われているかと思えます。その都度答弁をいただいたりとかしているのですが、私ども議会もその辺が納得していないのか、また町民の方はその点がまだ納得がされていないという中で、各課はどのように町民に周知をしてきたのかお聞きをしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 12番浅見武志議員の質問にお答えいたします。

まず、町民への周知不足ということについてでございます。初めに、地区別予算説明会を最近行わないのはなぜかについてお答えいたします。平成18年から23年まで、予算の町長地区座談会を開催し、予算説明会を町内5会場から8会場で毎年実施してまいりました。これまで行ってきた座談会では、区長さんが中心になり、班長さんや役員さんに声をかけて参加していただいたようでございます。参加者が形骸化されてしまい、なかなか多くの方に参加してもらえなくなりましたことが原因でございますけれども、現在の住民の方々は大変仕事が忙しく、時間的制約が多くあることや、自分の興味のあること以外は参加するメリットをなかなか感じなくなっているように思っております。

そこで、平成25年度からは、年度初めの4月に自治まちづくり広場を実施しております。自治まちづくり広場は大変好評でありまして、区長さんを初め本町のまちづくりを担っていただいている多くの町民の方々にその年の予算及び事業などのまちづくりの方針を説明することとあわせて、旬の話題を考え、まちづくり講演会を開催して、協働のまちづくりを町と多くの町民が共有し、推進を図っております。

以上のように、住民の意識や考え方が変わってきた背景を踏まえて、この予算説明会を町長地区座談会から自治まちづくり広場にシフトして開催しているところでございます。今後はまた、いろいろな意見を聞きながら、町民の皆さんにわかりやすくなるように検討していきたいと思っております。

次に、国民健康保険の町民への周知についてでございます。当初、賦課の7月時点で納付書とあわせて制度改正等のチラシを同封しております。また、平成27年度より国保税率の改正を行いました。が、広報たまむらに2回と議会だよりに1回、国保税率改正の内容について掲載を行うとともに、納税通知書の発送前に税率改正のお知らせを、世帯主、これは国保の世帯主でございますけれども、世帯主宛てに送付し、国保事業運営のご理解とご協力をお願いし、周知を図ってまいりました。

次に、介護保険でございます。介護保険につきましても、65歳になり、1号被保険者となった段階で介護保険証が送られます。その中に、制度や料金の案内等を同封し、周知をしております。また、制度改正のお知らせなどは、町の広報やホームページ、サービス利用者には直接案内の送付などで周知をしております。また、昨年度は新しい第6期介護保険事業計画の策定年でしたので、無作為抽出で1,000人へ要望や問題等をアンケートいたしまして実態把握に努めました。

次に、五料地区の防災公園計画でございます。五料区からは、早期に整備してほしいとの要望書も提出されております。町では、昨年度に計画原案を作成し、地元区の役員さんに町の原案として説明をさせていただきました。地元説明会により、事業計画全体の説明ができる段階になるのはまだちょっと先になると考えております。今後も、地区、地元の役員の方々と相談しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、J Aしばね支店敷地取得に関する請願とJ Aじょうよう支店敷地取得についてお答えいたします。J Aしばね支店敷地を町が取得するよう要望書が提出された件につきましては、6月議会の高橋議員さんの一般質問でお答えしたように、町が公共用地を取得する場合は、どのような使用目的とするのか、しっかりとした議論と計画を立ててからでないと予算化できないところでございます。また、J Aがどのような土地利用を考えているのかが重要であるということで、その結果を踏まえて町が今後どうするかを検討してまいりたいと答弁させていただきました。

その後、J Aの幹部と話し合いを持ちまして、口頭ではありますが、しばね支店、支店用地につきましては、J Aのほうからは町に買っていただくことを第1に考えているという考えをお聞きしております。じょうよう支店につきましては、検討中であると回答いただいたところでございます。この検討中であるというのはJ A側です、J A側のほうで検討中であるという回答でございました。

この問題につきましては、町財政の厳しい折、今後十分な議論をしていかないことには結論が出せない状況でありますので、住民周知は現在のところ行っていないのが状況でございます。今後の推移につきましては随時周知を行っていきたいと考えておりますので、この進捗状況につきましては、議会の皆さんを初め、できるだけ周知をしていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、小中学校のエアコンの事業からエレンズバーグ、ALTと2学期制につきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 町民への周知につきまして、議員さんご指摘の4点についてお答え申し上げます。

まず初めに、中央小学校以外の小中学校のエアコン設置事業についてでございますが、本年度、国の補助金が得られなかったため、事業を見送ったことは既にご案内のとおりでございます。エアコン設置事業につきましては、町民の皆様への周知について多額な費用を要するもので、政策的な施策ということになりますから、町全体としてのさまざまな行政課題を総合的に勘案した中での判断もございまして、なかなかいつとは言えないのが現状でございます。しかしながら、昨年度実施設計も完了し、エアコン設置に向け準備は整っておりますので、事業化の見通しが確かなものとなり次第、町広報紙や学校等を通じながら周知していきたいと考えているところでございます。

次に、エレンズバーグ交流事業についてお答え申し上げます。エレンズバーグ交流事業は、子供たちがアメリカのエレンズバーグ市での生活や文化に直接触れることにより見聞を広め、広い視野を養い、今後の国際社会を担う豊かな国際感覚を持った人材を育成することを目的としており、義務教育の集大成である中学3年生を対象に行っている事業であります。本事業の周知につきましては、広報

たまむらにおいてその事業概要を掲載したり、秋休みに実施されるMANABIフォーラムにおいて団員による活動の概要説明や研修報告を行ったりしているところでもあります。また、各中学校では、ホームページや学校だより等を使って広く地域へ周知しております。そして、毎年年度末には報告書を作成し、学校や海外派遣推進協議会委員、エレンズバーグの関係者、他市町村等に配布しているところでもあります。

続きまして、英語指導助手（ALT）についてであります。現在、小学校に2名、中学校に2名、計4名を配置し、外国語活動及び英語教育の充実に努めているところでもあります。国際教育特区としてスタートした今年度は、中学校のALTが月2回程度、幼稚園に訪問し、園児が外国人と触れ合う機会をつくっているところでもあります。このALTの活動については、機会あるごとに広報たまむらや各学校、園のホームページを通して広く家庭や地域に周知しておりますし、各学校、園ではPTA総会や授業参観日等においても活動紹介をしているところがございます。

次に、2学期制につきましてですが、これまで幾度となく本会議において取り上げられまして、2学期制の理解を広く図るためにさらに周知の徹底を図るべきとのご指摘をいただいたことを踏まえ、本町の取り組んでいる2学期制のよさを中心に、広報たまむらや町のホームページで町全体に広く理解していただけるよう広報を進めてきたところでもあります。また、実施主体の学校では、学校だよりや学校のホームページ、保護者会等のあらゆる機会を通しまして、2学期制についての理解を図っているところでもあります。おかげをもちまして、学校の2学期制も10年目を迎え、玉村町の特色ある教育実践として定着しつつあると考えているところでもあります。

今後も、子供たちのためにということを基本にした玉村町の教育を推進していきます上で、家庭、地域の方々のご理解とご支援は必要不可欠であります。そのためにも、まずは教育施策について、学校、園と一体となって、繰り返し機会を捉えて広く周知を図ってまいりたいと考えているところでもありますので、よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 自席にて第2質問をさせていただきたいと思えます。

まず、国民健康保険についてなのですが、国民健康保険については、私も委員だったりとか、議会だとか全協の席で割といろいろな説明を受けて、私どもは、議員などは大体の納得はしていると思えます。ただ、その事案が町民の方には通じていないといひましようか、何でこれだけ納付の通知が来て、急にこんなに上がってしまったのだとか、そういう問い合わせは何件ぐらいあったのか、ちょっとお聞かせをいただければと思えます。

◇議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 井野成美君発言〕

◇**税務課長（井野成美君）** 事前の5月の頭にそれぞれの世帯主さんのところに税率が変わりますよという通知をお送りしたのですけれども、そのときはまだ税額が各人のところにいていませんで、対象世帯が5,380件送ったのですけれども、大体30件から50件の間ぐらいです。7月10日に納付書を送らせていただきまして、その中にも同じような説明書を、ちょっと細かく説明書を送らせていただいたのですけれども、そのとき、7月10日が、金曜日に発送したのですけれども、次の週はその問い合わせがたくさん来るのかなと思っていたら、思ったよりは来なくて、例年大体500件前後の問い合わせが来ているのですけれども、今年度も大体同じぐらいの問い合わせだったのかなというふうに思っています。

◇**議長（柳沢浩一君）** 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇**12番（浅見武志君）** ちょっと、そうすると、まだ2回しか引き落としになっていないのですけれども、納税の未納とか、そういった感じのは今の現状では、例えば高くなってしまっ払えないとかという問い合わせがあったとか、例えば納付が、おこなっている方がちょっと人数がふえてきてしまったのではないのかなというような懸念はどうでしょうか。

◇**議長（柳沢浩一君）** 税務課長。

〔税務課長 井野成美君発言〕

◇**税務課長（井野成美君）** まだ納期が2カ月しか来ていないので、収納率的にどうかというのはまだ出ていないのですけれども、上がっていることは大分上がっていますので、7月から2月までの8回で納めていただくのですけれども、1回のこの金額は納められないよという方は何人かいらっしゃいまして、その方たちは1年間、分納で月々幾ら、月々幾らでまだ間に合わないよという話であれば、ではボーナスで幾ら入れてくださいねということでお話しさせていただいた方は何人かはいらっしゃいます。

◇**議長（柳沢浩一君）** 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇**12番（浅見武志君）** そういうふうに、まじめな方というか、そういうのを問い合わせして、ちゃんと、自分がちょっと払いづらいので、分納にしてくれだとか、そういう方々はいいかと思うのです。ただ、問題は、1回、2回おこなってしまっ、3回、4回となってくると、もうまとめてが払えなくなってしまっ、そういう人がやっぱり滞納がふえて大変な思いをしてしまうかと思うのです。

やっぱり、そういう中でも、こういうものは前にも、一般質問だとかいろいろ、国保税なんかの場合も大分来ていたのですが、20年度から単年度収支で赤字が結構続いておりました。私どももその辺は周知しておりました。財政調整基金も22年で底をついて、繰越金も大分なくなってきている中で厳しい状況が続いているのはわかりました。それで、他の市町村は少しずつ改定を、3年に1度だ

とか4年に1度だとか行いながら、だんだんにこういうふうに金額が上がっていくというような推移が他の市町村では見られたかと思うのですが、玉村町は14年間改定をしなかったために、今回1億3,000万円の赤字となり、財政調整基金もゼロ、繰越金もゼロという形になったために今回値上げというような形で、大幅に値上がった方もたくさんいたかと思うのです。

そういう方々が、やっぱり本当に、分納だとか、ちゃんと真摯に税金を払いたいのだけれども、払えないという問い合わせのある人はまだいいのですが、たまってしまった人がいて、やっぱりなかなか、払えなくなるには、やっぱり町の役場の方がちゃんと真摯に、やっぱり説明をきちんとしなければならぬかと思うのです。その説明も、大学の教授が小学生に教えるような説明の仕方ではなく、ちゃんと順序立てて、かみ砕いて、ある程度、お年寄りの方だとか、そういうふうにやって説明をしないと、ただ通知をつくって、何%上がりますとか幾らが幾らだとかというので出されたのでは、やっぱり職員の方の説明責任がちょっと足りなかったのではないのかと思うのですが、その辺については全体を駆け持っている総務課長にちょっとお聞きしたいのですが、やっぱりそういうのは周知をきちんと段階的に行うのが普通ではないのかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 議員さん、おっしゃるとおりだというふうに私も理解しております。

いろんな周知方法があると思います。当然、議会の皆様方も、この議会の議論の中で得たいろんな情報を議会だよりという形でしっかりと周知をしていただいているわけでありますので、広報紙を中心にその辺の周知のほうはこれからも行っていきたいというふうにも思いますけれども、ほかに丁寧な周知の方法等は、当然、各課のほうでいろんな方向で考えていただいて周知していくということは、これは大変重要なことだというふうに理解しております。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） そうだと思います。やっぱり、こういうふうに目に見えて、私ももう議員になって14年目に入るのかな、歳出なんかは、16年度のときは23億円、21年度は30億円、26年度が37億円の歳出でした、国保に対して。今年度、27年度に対しては42億1,747万6,000円、17.7%の増ということで、私なんかも、これだけ上がっていくのに何で改定をしなかったのかなというような懸念があって、前の総務課長にも、やっぱり少しずつ改定したほうがいいのではないのかというようなお話もしました。でも、やっぱりまだ繰越金が残っているから改定しないとかという理論があったりとか、やっぱり議会でも十何年間の間にそういう論議があったかと思うのです。やっぱり、ここへ来てマイナス1億3,000万円になってしまったから上げましたとい

っても、やっぱり町民の方にしてみると、負担金が一気に上がったような形で、ここへ来て税収がうんと上がったりとか固定資産税が上がったりとかして、やっぱり生活に苦しい方が、多分、出てくるのは間違いないと思います。それで、今回が2回目ですから、そういった形で、様子を見ながらやっぱり早期対応をしていかないと、またそれがたまってしまって滞納という形になるかと思うのです。

玉村町は、私も前にもいろいろ見たときに、市町村税の収入未済額が、努力をして、担当課の課長が、前回の税務課長だったかな、そういう、いろいろ税収の形で努力をして、コンビニ収納をしたり、町民の方に分納を図ったりとか、ちゃんとそういう説明を、丁寧な説明をすることによって、玉村町は大分その辺の収納率がうんと上がってきて、この間も上毛新聞にも書いてあって、玉村町は大分よくなってきたという形でいたのにもかかわらず、ここへ来てそういうようなことでまた滞納がふえてしまったりとかして、最終的にはまたそれを、職員の方が説明責任を負って、きちんとやらなければならないという中で、その辺を、もうちょっと段階的な問題としたり、あとは各課の職員が説明のプロとなって、やっぱり町民にわかっていたかかないと納税はいただけないわけですから、窓口でけんかしている声もたまには聞こえたりとか、そういうのも前にはありましたから、そういうことのないように、やっぱりこれからは職員一丸となってそういう説明責任をしていっていただかなければならないと思うのですけれども、その点について、税務課長、1点お願いできればと思うのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 井野成美君発言〕

◇税務課長（井野成美君） 税務課ですので、税金が決まるまでは丁寧な説明をしていかななくてはならないと思うのですけれども、税務課としましては、税金が決まれば、これは納期までに納めていただくのが当然ですよと、納期内に納めていただかない方に対しましてはそれなりのペナルティーがありますよということで進めさせていただきたいと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） やっぱり、人間対人間ですから、やっぱりいろいろな話し合いをして、わかり合って、相手が納得をしないと税金というのは払わないかと思うのです。その辺を、やっぱり職員一丸となって、これからもきちんと取り組んでいただいて、各課の課長もいろいろ異動があって、そういうところに当たるかもしれないと思います。ただ、それはやっぱり、各課で毎回毎回、課長会議なんかをしていて、収納対策で、例えば給食費の問題だって、前橋市のほうにしてみれば、職員が休みの日に個々に伺って、ちゃんと丁寧な説明をして収納率を上げたりとかして、最終的には自分たちの仕事がふえるわけですから、最初から周知をきちんとして、説明責任を果たしていればそういう仕事がふえないわけですから、その辺を総務課長にやっぱり統括をしていただいて、きちんとやってもらいたいのですが、どうでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 総務課としましても、いろいろな税を含めて、公債権、私債権でいろいろな債権があります。そんな債権を、全体的に債権管理の、収納対策といいますか、委員会のほうを庁内ですくりにまして、横断的に各課と協力しながら、一方のほうで厳しく取り立てて、一方のほうではずさんな取り立てという、ずさんといえますか、ちょっと緩やかな取り立てでは、やはり平等性といえますか、も保たれませんので、しっかりその辺を、レベルを合わせてしっかりと取り立てていくということは大事だというふうに思っております。

そんなことを申し上げましても、浅見議員も言うように、税務課のほうはしっかりその辺の対策を、公的な対策をしっかりとっておりますので、それをみんなで検討して、しっかり手法を分かち合って、私債権におきましてもしっかりとっていくということで、住民に対しまして公平な収納といえますか、そういうところをしっかりと行っていかなければならないということで、そんな対策も行っておりますので、これからもそれを強力に進めていきたいというふうに思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 私もよく理解しております。やっぱり、そういう、収納率を上げていったりとか、コンビニ収納に取り組むときも、委員会なりしながら職員の方の説明を受けて、こういうふうにやったらいいとか、やっぱりこういうふうにやったほうがいいのではないとか、ほかの町村ではこうやっているから、こういう取り組みをしたらいいのではないかという意見交換をして、話し合いをしたことがやっぱり収納率が上がったのだと思うのです。そういうことをやっぱり基本にやっっていけないと、これからまた何か問題が起きたときに、やっぱり最終的に大変な思いをするのは下の部下であるし、その先の部下であるということをやっと考えていかなければ、後々役場の職員の人が大変になってしまうのではないかと思います。

次に移ります。介護保険サービスについては、玉村町は大体1万2,000の方が介護保険を受けているかと思います。個人負担増というのは、昨年6月の法改正で大体決まっていたかと思いません。そのときには、担当の課長も、最近来た課長で、その前の課長とはちょっと違ったのですが、上毛新聞にも載っておりましたが、個人負担増は昨年6月の法改正で決まったが、周知不足で高齢者に伝わり切れていない状況であるという形で上毛新聞に載っておりました。

また、お年寄りの方の介護保険が、自分が1割負担になるのか、2割負担になるかというのは通知が来てみないとわからないというのがあったと思います。それで、そのようなときに、やっぱり介護保険なんかの周知は、こちらの新聞に載っていたのですが、広報やケアマネジャーなどを通じて周知をしてきたと、自分が幾ら負担が出てから、えっ、何でこんなに高くなったというので、町のほうの

問い合わせが多分健康福祉課のほうに届いたかと思います。そういった形で、問い合わせが大体どのくらい健康福祉課に届いたのかお知らせをいただければと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 質問者の言われた内容については、それは昨年度改正になった2割負担のことですね。利用者、先ほど1万2,000と申し上げましたが、1,200人の誤りだと思います。

〔「1,200でした、ごめんなさい」の声あり〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） これにつきましても、本人の通知はもちろん、広報、ケアマネジャーを通じて周知をしてきたというのは質問者の言われるとおりでございます。これにつきましては、2割に該当した人というのはその1,200人のごくわずかでございまして、それほど問い合わせはございませんでした。

ただ、これとは違って、今年度から保険料の値上げにつきまして、これはちょっと大幅な値上げもありまして、新聞報道でも大きく取り上げられましたので、町といたしましても、町長からありましたように、やはり広報、ホームページでお知らせをしたわけなのですが、やはり、介護保険、7月までは仮算定、8月から本算定になるものですから、8月に特別徴収と普通徴収の通知を差し上げるのですが、そのとき、やはり自分が見て初めて、ああ、こんなに上がったのだという、そういう反応が確かにありまして、1日、15から20件ぐらいの問い合わせがあったのは事実でございます。そういう通知が直接来て、初めて感じるというのは事実かなというふうには感じておるところでございます。今後は、なるだけ周知できるようにしていきたいとは思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 私も父親がデイサービスへ通ってしまっていて、今までは3万円ちょいで、週3回ぐらい通っているのですが、今回請求書が来たのです。見たら、5万円になっていたのです。ああ、大分上がってしまったのだなというような形では思いました。でも、これは払わないわけにいかないから、あしたちゃんとお支払いはしますけれども、やっぱり通知を見てから、あら、こんなに上がった、2万円も上がってしまうと、やっぱり、本当にサラリーマンの方だとか、私もそうだけれども、本当に、あれ、厳しい状況だなという中で、これが毎月2万円違ってしまうとなると、年間を通すと24万円ですから、同じ、今までが3万円ちょいで来たのが今度は5万円ぐらいで来てしまうと、2万円というのはでかいなというのは感覚であるのです。そのときにやっぱり滞納してしまったりとか、するわけには私もいかないのです、とりあえずは用意して払いますけれども、やっぱりそうい

う方というのはたくさんいるかと思うのです。

やっぱり、そういうのは事前に、こういうふうにある程度は、やっぱりケアマネジャーから金額を教えていただけたらとか、こういうふうに変わりますから、こうですよという、いろいろ親切に、私も父親のことで本当に役場の方には親切にさせていただいたりとか、来ていただいている中で、そういうのが文句は言えないなというのは、うんと親切にしてもらっているから言えないというのはうんとわかるのですけれども、やっぱりお金のことで、極端にこんなに上がってしまうと、やっぱり生活の中で大変な方はたくさんいるかと思えます。やっぱり、その辺の周知をもうちょっと緩やかに、きちんとやってもらえるような方法が何かあれば、健康福祉課長、何か教えていただければと思うのですが。何かあれば、もうちょっと周知の仕方があれば。ないですかね、いい方法が。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） やはり、税と同じような立場でございますので、連携をとりながらいい案を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 負担増になった人は本当に大変だというのがわかっていただいて、やっぱりそういった中で、職員の方にも本当によくしてもらっているから、なかなか文句も言えないとか、いろいろ私も思うのですけれども、やっぱり実際にはそういう方々もたくさん、1,200人余りいる中で、やっぱり年をとってくる父親が多くなってくると、急に負担増になってきたりとか、急にそういうふうには2万円というのはでかいなというような感じは受けましたので、やっぱりそういう方も何人か、私としてはいるのではないかなという感覚でちょっと質問させてもらっています。

では、次に移りたいと思います。こういった、何回も一般質問を、多分、いろんな方から同じ問題点でやっぱり受けているものが多いかと思えます。順番どおりに行きますと、防災公園も、時の都市計マスタープランの中で示されている中で計画がやっぱり出ていたと思います。そういう地域的な問題もありますので、やっぱりそういうのは地域に出向いていろいろと説明をしたりとかしなければならぬかと思えます。

また、JAしばね支所の敷地の取得問題についても、9人の区長さんからやっぱりどうしても取得をしてもらいたいという陳情が来ているわけですから、高橋議員からも質問をされております。そういった問題は、やっぱりその地域の中心街となるところをどういう開発をしていったらいいかというのは、地域に出向いて、やっぱり都市計の課長が行って、いろんなプランを上げて、地域活性化のために、やっぱり居場所づくりがどうのこうのとか、全体でいろいろな話が出てくる中で、やっぱり担当課長がトップとなって、やっぱり地域に赴いていろいろと検討をする、また区長さんと話し合いを

するというのが大事だと思います。

また、その区長さんと話し合いをしたことが町民につながっていかないと、その下の人たちがやっぱり、どうなっているのだというのがわからないわけですから、ただ文書をつくっていただいて配布をしたりだとかというのも、役場の人は文書をつくるのがうまくて、読んでもわからなかったりとか、何か内容がよく、中央小だよりだとか、こういうだよりはいろいろ来るのですけれども、やっぱり通知を配ったから周知をしたというのではないのだと思うのです。これを、紙をもらったからとやって、目を通さない方もいるから、やっぱり日ごろのそういう不平不満だとか、そういうのは、やっぱり議員さんを見たりすると、どういふのだと、こういうふうに聞かれる立場の方がたくさんいるから、同じ質問が重複したりとか、先月出た問題がまた、3月議会に出たのが6月議会にも言われる、9月議会にも言われる、ずっと繰り返し、繰り返し同じような質問を、議員さんも地域からやっぱりそういうふうに言われてくると質問しなければならないという中で、やっぱりなっているということは、やっぱり職員の方がちゃんと出向いて、説明責任をちゃんとするプロになってもらわなければならないかと思うのですが、その辺について、一番総務課長に聞きやすいので、総務課長に聞きますが、その辺はどのように対応しているか、また教育とかその辺をどういふふうに考えているか、お聞かせをいただければと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 少し、ちょっと難しいご指摘になってしまったと思いますけれども、我々は当然、住民の方々に説明するというのはプロであるはずであります。事務方のほうで、役場のほうでしっかりその辺をわかっていないと、当然住民にも説明もできません。それから、住民に対しての説明の仕方だと思うのですけれども、そういうところもしっかりみんな勉強していかなくてはいけないというふうに思っております。いろんなそういう、今は講座とか、いろんなところの、民間でもそれらの勉強をさせていただける講座もあります。そんなところを、総務課としましては、しっかり職員を、そういう説明なんかの講座に出向いていただきまして、しっかり勉強してもらって、説明の仕方等もマスターしてもらって、わかりやすい説明といいますか、話し方とか、いろんな面においてもそういう講座を受けてもらってやっていかなければいけないというふうに考えておりますが、よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） そのとおりだと思います。やっぱり、役場の職員の方は説明のプロである中で、やっぱり、町民からのそういった問題点とか窓口だとか、よく入り口に意見箱だとかいろいろ置いてあって、そういうものに答えなければならないかと思っています。今は便利で、パソコンだとかい

ろいろ、そういうので、できる方はいいかと思うのですが、問題は年をとった、お年寄りだと思うのです。自分でわからないのではないのだけれども、やっぱり本人に会って話をして、説明をしてあげればその方は納得をしてくれるという、昔のアナログ式ではないですけれども、そういうのがやっぱり人間対人間だし、玉村町に住んで、玉村町を元気にしていくにはやっぱりそういうのが必要だと思います。やっぱり、そのためには説明責任をきちんと果たしてもらうのが役場の職員の方の立場だと思っております。

今、ちょうどうちの前が旧354で歩道整備を行っているのです。あそこが、もう2年たって、3年たって、三和食堂から下新田の交差点まで、歩道と下水、それと上水道の工事を本当にこつこつ、こつこつやっついていて、いつもあそこは渋滞で、いろんな方からクレームが出たり、いろいろ文句を言われたりだとか、あれは雨水対策でやっているのだよだとか、これは下水の問題があるだとか、これは、あそこは石綿管があるので、水道工事をやるためにやっているのだよというのは、多分、皆さん、通知ではわかっているのですけれども、やっぱり理解ができていなくて、自分のうちの前から、車が5台、俺のうちにあるのだけれども、出られなくなってしまっているのだよ、どうするのだよとかというのでトラブルがあったりだとかする中で、ああ、私は偉いなと思ったのは、民間の職員の方は、課長は、民間のあれは、うちの前をやっているのが今田中建設さんなのですけれども、田中建設さんの監督と2人が来て、これこれ、こういうわけで、何日から何日まで、ここは大型が左に曲がれませんよとか、ここはこういうふうに通じだめしますから、土日がやっぱり大型、うちの隣がマルトミ運輸さんなので、大型が曲がれないと、どうしてくれるのだということになったときも、ちゃんと土日に合わせて、そこを突貫工事で曲がれるようにしたりだとか、やっぱり説明をして、ちゃんと相手に納得をしてもらえれば、トラブルがなく、やっぱりうまくそういう事業が進んでいくのだと思います。そういうのは、民間から見習う点は、総務課長、やっぱりそういうのも見習いながら、現地赶赴いて、誠意を持って対応を役場の方がしていただくことが一番だと思いますので、そういう責任をしていただければいいかと思えます。

また、やっぱり、町長も先ほど言いましたけれども、町にいろんな方が来てくれる、座談会なんかを本当にやっても、私も何回か町長と一緒に自分の地元の座談会へ行っても、来てくれる方が一緒に、来もしない方が一番文句を言う方が多かったりだとか、あとは各種団体で来てくれる方はいつも同じ方、傍聴に来てくれる方も、もっとたくさんの方が来てくれればいいのだけれども、いつも大体見ると、あっ、見たことある人だなというような感じで、興味のある人はいつもそういうふうに来てきてくれて、聞いてくれたりだとか、意見だとかを言ってくれるのですけれども、その先がやっぱり進んでいかないので。だから、末端の人が毎回毎回、同じような、2学期制はどうなっているのだとかこれはどうなっているのだとかという、新しく入ってきた人の親が内容がわからずに、いろいろそういうのが出てくるわけですし。

本当に、中央小なんかも、月に2回、こういう中央小だよりというので、詳しく工事の段階だとか工事のお手伝いをしてくれということで、本当に、片づけのときは130人も近所の方が来てくれて、本当にやっぱりやってくれるというのは、周知の仕方がうまくいったとか、そういう協力者がたくさんいるから、引っ越しに近所の方が130人も来て、小学校の、2回やったのです。最初、校長室から動かすのと、でき上がってまた入れるのとという形で、たくさんの方が来てくれるというのは、やっぱりそういう話し合いをしたりだとかお願いをしたりとかというのがうまくいけば、ちゃんとそういうふうに皆さん協力してくれているのだなというのがやっぱりあるかと思います。

やっぱり、エアコン問題なんかも、もう何人の方が一般質問したのか数えたら、毎回毎回、エアコン、エアコン。ましてや、一度つくと思ってしまったから、何でつかないのだという形で、やっぱりその質問が、今回、暑かったので、何でこしつかないのだというような形でやっぱり言われるわけだから、その辺をちゃんと、やっぱり父兄さんが納得するような説明をある程度してあげなければならぬし、国の予算の問題だとかと言っても、なかなか相手は納得はしてくれないと思うし。

それから、海外派遣のエレンズバーグは、見たら、村田さんがしているのです。村田議員が当時、これはちょっと平等性に欠けるのではないのかだとか、そういう決められた、ことしは20人しか行けなくて、行きたくても行けない子もいる。それだったら、私はやっぱり、ALTを今4人からあと3人ふやして、各小中学校に全部ALTを入れてみたらどうだとかという、そういう末端の意見もやっぱり話し合いをしてこないで、そういう内容というのがやっぱり学校にも伝わらないし。

やっぱり、地区懇なんかへ行って、出てくることは毎回同じ、あそこの通学路をこういうふうにしてくれだとか、鯉沢の上にふたをかけてくれだとか、あそこを工事したらどうだとかというのは、毎年毎年行っても同じような話をされるわけです。エアコンの話もそうだし。そういった形で、やっぱり地区へ行くと同じような話題が何度も何度も繰り返されているのではなく、やっぱり説明をちゃんとできるような場をつくって、やっぱりそういう学校もそういう指導をしながらやっていかないと、何度も何度も同じ繰り返しが続いてしまうのではないのかと思うのです。

やっぱり、そうなったとき、今度、中央小学校のところに住宅がやっぱりできるわけです。あそこに200戸、住宅ができて、1つの家庭で2人ずつ子供さんがいれば、300人から400人の方が新しくまた中央小学校に入られるわけです。その中で、あそこに新しい住宅ができていて、近所の人に、私、あそこを買おうと思うのだけれどもと玉村町の友達にメールしたら、いや、よしたほうがいいよなんて、2学期制だからだめだよなんていう、そういう人がいたら、もう引っ越してくる人がやっぱりいなくなってしまうわけです。だから、そういうことを考えたりすると、やっぱり町民がある程度町のことをわかって、そういう、玉村町はすばらしいところだということを理解してもらえるように、みんなでやっぱり説明会なんかにはちゃんと行ってやらなければならないかと思うのですが、その点について、ちょっと1点だけ、やっぱりそういう周知の仕方をもうちょっと検討して、やっぱり納

得をして納税をする、納得をしてやっぱりPRをしてくれるのは、一番のPRは、町民が一番のトップセールスマンになるかと思うのですが、その辺について、町長、どうでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 我々がしている仕事は、町民の皆さんがこの玉村町にいて、どういう生活、いい生活ができるかということが基本でいろんな施策をして、そしてまた議会の皆さんの協力を得ながら、議会で予算を出していただいて、協力して町民の皆さんのためにやっているのが我々の仕事でございます。ですから、今浅見議員さんが言ったとおり、来て説明してくれということがあれば、いつでも行って説明をするのは全然いとわないと思いますし、そういう形で今もやっているつもりであります。

ただ、1つだけ、私が議員になったときに、私はこういう話をしました。私は議員になったのですけれども、議員というのは、あそこに道をつくったとか、あそこに橋をつくれということはできませんと、議員ですから。ただ、私は、地域の皆さんの考えを、意見を町に伝えますと。私は議員ですから、皆さんより町にちょいちょい行きますから、町の考えていること、町のやっていることを皆さんにまたお伝えしますと。これは、私は、私が議員になった一つの大きな仕事ですというのは地元の人に議員になったときに言ってきましたので、別に浅見さんがやっていないというわけではないです。浅見議員さんはいっぱいしているから、こういう話が出てくるわけでございますので。そういう意味で、周知ができない部分はあると思います。3万7,000ありますから、全員に周知ができない部分もありますけれども、できるだけ町とすれば周知をして、皆さんにそれをわかっていただくというのが一番の仕事であることは間違いないと思います。

ただ、もう一つ、議員さんがおりますので、議員さんは町のことをよくわかっていますから、地域の人からそういう、近所の人からいろいろ話が出たときには、議員さんのほうでこうですよという話をしていただければもっといいのではないかな。私は議員になったときに、まずできることはそういうことですと、それ以上のことは議員としてはできませんよという話をしたのですけれども、今は町長ですから、そんなことは言っていられません。町長が私はできませんと言うわけにいきませんので、これはしなくてはいけない、言われたことはできるだけしなくてはいけないのですけれども、必要であればしていくということでございますけれども。

そういう意味で、議会と執行がその分ではうまく機能していくということが、町民の皆さんがいろんなことがわかって、いろんなことで安心をする、私は大きな要素かなと思っておりますので、今後いろいろな面で、我々執行のほうで、住民の皆さんに十分理解ができないようなことがありましたら、その分は議員さんがかわって説明をしていただいて、理解をしていただければと思いますので、この場をかりましてお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） ここに、前、金田課長のところから出た、経営企画のところからというか、住民の転入者アンケートというのが何か、平成27年4月から6月にかけて、玉村町への転入者に協力を求めて、転入のきっかけ、玉村町を選んだ理由などをアンケートをとったことがありました。このアンケート内容をちょっと見させてもらおうと、やっぱり利便性がいいだとか、玉村町が住みやすいだとかという中で書いてありました。

この間、上毛新聞に、住みやすい市という形で、こういう新聞に載ったところに、やっぱり太田市が県内首位だと、形で載っていたかと思います。そして、次が高崎市、伊勢崎市、前橋市という形で、市の順番で載っておりました。その真ん中にある玉村町は、間違いなく私は住みよい町だと思っております。やっぱり、そういう中で、玉村町がこれから人口を減らさず、また人口をふやすような施策をとっていくためには、やっぱり住民へのアンケートを、たまにはいろいろ、こういうアンケートをとってみたいだとか、そういういろいろな事業については、やっぱり町民との話し合いをもうちょっとすることが一番大事だと私は思います。

最後の総括まとめは総務課長ということで決めておりましたので、その辺を総務課長はどのような形で、玉村町を発展させるためには、やっぱり町民との話し合いの場をつくるだとか、そういうのをもうちょっと考えていただければと思うのですが、その辺について、最後、総括をお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 総括になるかどうか、ちょっと微妙なところかもしれないですけども。

先ほどから議論している中で、やっぱりアンケートなども必要ではないかというふうなこともあります。アンケートも、余りやり過ぎますとちょっとぼやけてきてしまうようなところもありますので、いいタイミングでアンケートするというのが大事かと思います。経営企画のほうで、しっかりその辺は考えてくれると思っております。

それから、今、これから経営企画のほうでもやるのですけれども、国勢調査がこれから始まります。10月からだと思うのですけれども、国勢調査もある意味大きなアンケート調査みたいな形もあるところがあると思います。そういうものも当然利用しながら、やはりそういうのを、いろんなアンケートとか情報を持ち寄って、役場の職員同士が共有して議論をするということが大事なのではないのかなというふうに思います。

はっきり言って、決定打が何かと言われても、みんな決定打はなかなか難しく、あればもうとっくに打っているはずであります。ただ、そればかりではなくて、今言ったように、みんなで議論しながら、こういうことをやったらいいのではないのか、若いほうの人たちなどを主に中心に、そういう

ところを、足りないところを考えていくのが大事なのではないかなというふうに考えております。

実際、そういう若い人たちを集めて、いろんな、住民の窓口をどういうふうにしていったらいいとか、話し方、しゃべり方をどのようにしたら、どういのがベストの方向に行けるかどうかとか、そういうことも若い職員を中心に実際にやっております。それから、たまたん等を中心に、いろんなプロジェクトチームをつくって、これも町の情報発信の一部ではないかというふうにも考えております。そういう、たまたんとかいろんなものを利用して、住民にわかりやすく丁寧に発信できるように努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（柳沢浩一君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 最後になってしまったのですが、やっぱり、教育長、最後に1つだけお願いになってしまうのですが、高崎市、前橋市、伊勢崎市の小中学校はやっぱりエアコンがついております。玉村町も、この前にも言ったのですが、起債を起こしてまで、やっぱり、やると言ったのだからやってほしいというような形で私も質疑をしたことがあります。やっぱり、中央小学校を建てるときには起債がとれなくても、やっぱり起債を起こして、国からの補助金1億1,700万円だったかな、起きなくても、起債を起こしてまで中央小学校をやらなければ人口増加につながらないという形で、町の起債を起こして、それでまた中央小学校、今はきれいにしてもらっております。そうすると、文化センター中心にはやっぱり人口がふえるようなことになるかと思ひます。ほかの小学校にもやっぱり平等性を考えてやると、やっぱりエアコンは本当に、起債を起こしてまでつけろとは私も今の状況では言えないのはわかりますけれども、一丸となって、またさらなる努力を続けていただき、またいろいろ、PTAの、お子さんの問題だとか、そういうのもやっぱり窓口になって話し合いをするなりしながら、玉村町発展のために努めてもらえればと思ひます。

やっぱり、町民が納得して、転入者へのやっぱりトップセールスマンになるのは、若い町民の方が一丸となってやるのが本当に玉村町のやっぱり人口を伸ばすための施策だと私も思ひますので、またもうちょっと、町長、係長だとか、そういう若い人の意見をもうちょっと酌み上げていただいて、やっぱり若い玉村町をつくっていただけるようなまちづくりをしていただければと思ひます。

これで一般質問を終わりたいと思ひます。答弁があれば。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） エアコンの件につきましては、議員の皆さんから要望がありまして、これはもうエアコンを入れるという形で昨年の方に話がしてありました。

今回、なぜことし入れなかったかと申しますと、中央小がことし大規模改造いたします。中央小はエアコンが入らないのです。中央小は、この大規模改造と一緒にエアコンを入れますから、来年から

使えるわけです。ことしは使えないのです。中央小だけ、学校の中は工事をしていて、なおかつエアコンを入れなくてやっているということと、ほかの学校は工事していませんから、エアコンを入れれば入れられたのですけれども、たまたま国の補助もつかなかったこともありましたが、中央小が入らないのだから、ほかの学校もことしは、では延ばそうと、中央小と一緒に、来年中央小が入りますから、一緒に、ではエアコンを入れようというのが1年延びた大きな原因でございますので。これはちょっと説明したと思う、宇津木議員さんのときに説明したような気がするのですけれども、そんなことでことしは入れなかったわけです。

たまたま夏休みが終わって涼しい日が続いたので、よかったですけれども、中央小も今工事している中で、大変暑い中で工事してくれまして、子供も大変でございます。そういう中で、今工事と一緒にエアコンを入れますから、来年は使えます。ですから、ほかの学校も一緒に、中央小と肩を並べるということで、1年、では我慢してもらおうということになったのが大きな原因だということに理解をしていただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩をいたします。3時55分に再開をいたします。

午後3時38分休憩

午後3時55分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開をいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 議席番号2番渡邊俊彦です。議長の許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。議員になってから毎回の質問でございます。よろしくお願いいたします。また、傍聴人の皆様には、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。感謝申し上げます。

国会のほうでは、参議院において平和安全法制特別委員会が行われております。集中審議がなされ、平和安全法制関連法案、これは国民の平和と安全を守るためのものだと私は思っています。他国の起こした戦争に日本が巻き込まれるようなことのないようにしていただきたいと願うところであります。参議院で審議がし尽くされたときには採決を行いたいと安倍首相は申しているようですが、強烈的な野党の反対あるいは国民世論を勘案すると、簡単にはいかないのではないかと行方を見守っているところでございます。

1年を通して見ると、地球上では至るところで大きな災害が発生しております。ブラジルでは、1月に大洪水が発生し、800人以上の方が犠牲になったようであります。我が国でもことしも各地で災

害が発生しておりますが、多数の犠牲者を出すような大きな災害が発生していないのが幸いであります。気を許すことは禁物であります。

国のほうでも、南海トラフを震源とする東南海地震を想定して、大がかりな訓練を先月、9月1日、防災の日に実施されました。当玉村町においても、9月6日、日曜日に南小学校を会場に地域防災訓練が実施されます。備えておくこと、災害に対する意識高揚は大切なことだと思います。

また、犯罪においては、少年少女が巻き込まれ、犠牲になる、想像もつかないような事件も発生している現状にあります。

それでは、通告書に従いまして、1つ目の質問に入らせていただきます。安全安心のまちづくりについてお伺いをいたします。災害時の指定避難場所は当町では26カ所を指定していると思いますが、指定避難場所として適当か、災害発生時、対応可能か検証、検討しているのかお伺いをいたします。また、緊急指定避難場所の指定はどのようになっているのかお伺いをいたします。

道の駅玉村宿を災害発生時の避難場所として、防災の拠点として活用すると言っておりましたが、この通告書を提出した時点では避難所の看板は立っていなかったようですが、最近立ったようでございます。緊急避難所に指定されたので、多少は安心しているところでございます。

次に、防犯、犯罪関係についてお伺いをいたします。近年は刑法関係の事件は減少傾向ではないかと思いますが、全国的に見ますと、子供が誘拐されたり、命を奪われるような凶悪な犯罪が発生しているのが現状であります。先月、大阪府では中学1年の男女が殺害された事件も発生しております。犯罪に子供たちが巻き込まれないように、遭わないために学校保健安全法があると思いますが、学校では安全教育はどのように行われているのかお伺いをいたします。

また、地域での防犯活動も事件の抑止力になると考えますが、町では活動要請や協力要請などどのように行っているのかお伺いをいたします。

次の質問ですが、町の公共施設の小規模な改修やメンテナンスについてお伺いいたします。公共施設のメンテナンスが行き届いていれば、建物や施設の長寿命化につながると思います。文化センターや社会体育館等、不特定多数の方の出入りする施設の安全点検や利便性等、維持管理はどのように行われているのか、不備や老朽化による修繕や改修が必要な場合、対策はどのように行われているのかお伺いをいたします。

次に、学校、幼稚園、保育園等、ある程度限られた人しか出入りしない施設についてはどのような管理がされているのか、あわせてお伺いをいたします。

次の質問に移ります。道の駅玉村宿がオープンして3カ月が経過しました。本日1番で質問しました笠原議員の質問と重複するところもありますが、運営状況と今後の見通し、そして営業戦略についてお伺いをいたします。

この質問と類似の質問は以前もいたしました。新聞報道もなされ、皆さんもご存じのことと思

ますが、道の駅玉村宿の広域幹線道路を西に進み、高崎市に入るとすぐ北側に大規模な物産館ができ、海産物が港から直送されるという話もあるようですが、この大きな施設と真っ向勝負というわけにはいかないと思います。それには、これと差別化し、玉村宿の特徴、玉村宿でなければならないというものを考える必要があると思います。具体的な対策はあるかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わりとさせていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番渡邊俊彦議員の質問にお答えいたします。

安全安心のまちづくりについてお答えいたします。まず初めに、26カ所の指定避難場所は災害時避難場所として適当か、対応可能か、また道の駅玉村宿の緊急避難場所の指定はどのようになっているのか、緊急指定避難場所の指定はどのようになっているのかについてお答えいたします。

初めに、26カ所の指定避難場所は災害時避難場所として適当か、対応可能かについてですが、町では本年4月1日現在において、ご承知のとおり、26の施設を災害時指定緊急避難場所として指定しておりました。さらに、水害の場合は、これら26の施設のうち、場合によっては使用できない施設も出てくることを想定し、それらを補完する避難場所として10施設を指定しております。しかしながら、近年、災害の種類及び規模の拡大が懸念される中、災害に対する備えはこれで万全ですということはありません。このため、既存の計画等を検証しながら、いかに被害を最小化するか、そのために自助、共助、公助がどのような役割を果たすべきかについて今後とも検討してまいりたいと考えております。

次に、道の駅玉村宿に係る避難所の指定についてのご質問ですが、町では、道の駅玉村宿が本年5月31日にオープンしたのを受けまして、7月1日付で道の駅玉村宿を指定緊急避難場所として追加指定するとともに、施設を移設しました第4保育所につきましても指定の変更を行っております。この道の駅は玉村町の防災の拠点としての機能を持っておりますので、これからも防災拠点として活用していく予定でございます。このため、玉村町の災害時指定緊急避難場所は現在27カ所となっております。町としては、現在の指定緊急避難場所27施設及び補完する10施設について、各施設の管理者との連携を密にするとともに、災害時において該当施設が実際に活用できるよう、今後とも細かい取り組みをしていく予定でございます。

続きまして、地域での防犯活動の取り組みについて、町では協力依頼など活動要請はしていますかとの質問でございますが、毎年度当初の区長会におきまして、区長さんには、帽子、ベスト、ジャンパー、腕章、反射バンド、マグネット、赤色灯などの防犯パトロール用品を一式、全区長さんへ配布し、防犯パトロールでの活用を依頼するとともに、各地域で防犯パトロールが行えるよう、パトロール用品を提供する旨を周知しております。また、毎年1回、安全安心まちづくり大会を開催し、先進

的な防犯活動の取り組みを紹介したり、防犯に協力していただいた方を表彰したりすることで防犯活動の掘り起こしや防犯活動の継続、発展を図っているところでございます。地域での防犯活動は、犯罪抑止効果のみならず、防犯に対する意識づけにも大いに効果がありますので、今後の活動の発展に期待をするとともに協力体制をつくり上げてまいりたいと考えております。これは、さっき、1番と答えが逆になってしまいました。済みません。

続きまして、安全安心まちづくりの学校における安全教育については、教育長のほうから答弁をいたします。

町の公共施設の小規模改修やメンテナンスについての質問にお答えいたします。文化センターは、町の生涯学習拠点として多くの方に利用していただいているところであります。文化センターでは、建物や電気工作物保安管理、消防設備点検などの法定点検のほか、空調設備、大ホール設備の保守点検など、自主点検や管理を実施し、必要に応じて修繕を行い、利用者の安全、利便性の確保、また施設の維持管理に努めております。一方、社会体育館では、平成18年度におきまして屋根の大規模修繕工事を行っております。また、2年に1度、隔年で特殊建築物定期調査を実施しており、必要に応じて修繕を行い、維持管理に努めております。

しかし、文化センターは平成5年の開館から22年、社会体育館も開館から33年が経過し、建物や設備の老朽化が目立ってきたところであります。長寿命化に向け、計画的に建物や設備の改修を行う必要があります。現在、町では平成28年度の公共施設等総合管理計画策定に向けて取り組んでいるところであります。厳しい財政状況の中ではありますが、この計画に基づき、建物や設備の改修を順次実施していきたいと考えております。

やはり同じ項で、学校や幼稚園の施設の点検や維持管理についてでございます。これも教育長のほうから回答いたします。

次に、保育所等の点検、維持管理についてでございます。保育所については、5カ所のうち、第4保育所が今年度から、第3保育所が平成22年度、第1保育所が平成15年度の開所と比較的新しい施設ですが、第2保育所が平成3年度、第5保育所が昭和51年度開所であり、老朽化が目立ってきております。第5保育所については、昨年度に耐震診断を行ったところ、現行の耐震基準を満たしていないことがわかり、今後対策について検討する必要がありますので、現在検討中でございます。また、昨年度は第2保育所リズム室の雨漏り修理を行いました。そのほかの保育室にも雨の量、風向きなどにより雨漏りが発生しており、今後屋根、外壁等の大規模改修が必要になると考えております。

児童館についても、西児童館が平成6年度、健康の森児童館が平成7年度、上陽児童館が平成8年度、中央児童館が平成10年度、南児童館が平成11年度開館と相当の年数を経過しており、施設の老朽化も目立ってきました。今年度は、上陽児童館の外壁及び屋根の塗装を行い、建物の延命を図ります。今後、他の施設についても、消耗の度合いを見ながら順次手を加え、延命化を図る予定でござ

います。

保育所、児童館に特有の遊具については、毎年専門業者に点検を委託しております。これら遊具についても、消耗が激しく、更新時期が近づいているものもあり、子供の安全を図るために修理、更新などの処置が必要になります。また、設置している設備や備品類も故障するものが出始めたため、随時更新しなければなりません。いずれにいたしましても、施設の現状把握に努め、玉村町の将来を担う子供たちの安全な保育のために施設の維持管理を行ってまいります。

次に、道の駅玉村宿の運営状況と今後の見通しと営業戦略についての質問にお答えいたします。道の駅玉村宿と高崎市に整備される大規模な物産館との差別化についてお答えいたします。大前提として、根本的に道の駅は道路休憩サービス、地域振興を担う施設である一方、高崎市に整備される物産館は商業目的の施設であると認識をしております。この観点からも、道の駅玉村宿の特徴性を最大限発揮するに当たりまして、まずは道の駅としての基本的な機能の充実が必要と考えております。

現在の利用状況を見ますと、平日はビジネスマンやトラックドライバーなど、休憩施設として多くの方に利用をさせていただいており、また休日は家族連れの方に利用されております。そのような現状を踏まえまして、平日、休日での機能分担をすることでより効率のよい利用促進を図ることができると考えております。平日につきましては、ドライバーやビジネスサポート機能の充実を図り、仕事途中でのお立ち寄りどころとしての特徴性を確立し、休憩施設としての利用促進を図りたいと思っております。休日につきましては、家族向けのイベントを定期的に開催したり、ケータリング販売の充実、休日限定のメニューや商品などを販売し、休日ならではのお得感を感じさせる施策も検討していきたいと考えております。さらに、地元の県立女子大学等の生徒にも協力をいただき、若い感性から玉村宿ならではの特色性も導き出した施策も積極的に進めていきたいと思っております。

高崎市で整備される物産館とは、道の駅としての特徴性を最大限生かすことで差別化を図るとともに、お互いの施設の機能共有も同時に進めることで相乗効果も図っていきたいと考えております。この点につきましては、副市長と積極的に話し合いをし、お互いにプラス志向で、この両方の機能を進めていくということで話し合いをしております。両方で相乗効果を求めながら、すばらしい集客のできる施設にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 渡邊議員さんご指摘の安全安心のまちづくりについての中の学校における安全教育についてお答え申し上げます。

学校における安全教育の基本は、さまざまな災害から、子供自身がみずからの判断と的確な対応で、かけがえのない自分の身を自分で守ることができるようにすることであると考えているところであり

ます。学校では、この基本的な考え方をもとに、防犯、交通安全、防災等の観点から各学校の実態に即した学校安全計画を策定し、年間を通して安全教育を推進しているところでもあります。

議員さんご指摘の犯罪に子供たちが遭わない、巻き込まれないための取り組みにつきましては、1つ目に、不審者から身を守るための防犯標語「いかのおすし」、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせると、この徹底指導が1つございます。2つ目には、できるだけ日没前に帰宅すること、登下校は複数ですること、帰宅後は1人で外出しないこと等の、安全な登下校のために繰り返し指導をしていると。そして、3つ目に、保護者や地域の方々と協力しながら、暗くて人通りの少ない道、見通しが悪く、注意が必要な道など、地形や時間帯、天候等のさまざまな角度から自分の通学路の危険箇所を見つけ、危険箇所マップにまとめる活動を実施することで危険回避能力の向上を図っているところでもあります。そして、4つ目に、危険を感じた場合の対応であります。その中で、防犯ブザーを携帯することや、交番や子ども安全協力の家など、危険を感じた場合に逃げ込む場所についての確認もしているところです。このような取り組みを各学校の実態に即して実施しているところでもあります。

地域での防犯活動としましては、1つ目に町の安全安心パトロール隊によるパトロール活動があります。14時から19時まで、交通安全と防犯対策を兼ねて、通学路や学校周辺、住宅地周辺をパトロールしていただいています。2つ目には、登校時が中心となりますが、学校区で5名、計25名の交通指導員さんが交通指導を行い、子供たちの安全確保と安全意識の高揚に努めているということです。そして、3つ目は、小学校において子供の下校時における地域の方々の見守り活動がございます。この活動は、子供たちの下校時の安全確保だけでなく、あいさつ声かけ運動の役割も担っているところでもあります。そして、4つ目に緊急連絡システムがございます。災害や不審者等の事態が起きたときなどの学校の対応について、学校、園から直接保護者に対して速やかに連絡することができるようになっていっているところでもあります。このように、これからも学校、家庭、地域、関係機関等が連携、協力し、子供の安全を確保するとともに、子供の防犯意識や危機回避能力の向上に努めていきたいと考えているところでもあります。

続きまして、学校や幼稚園の施設の点検や維持管理についてお答え申し上げます。各小中学校、幼稚園においては、学校保健安全法に基づきまして、日ごろからの点検はもちろんのこと、毎月学校施設や交通安全等の学校安全総合点検を実施しているところでもあります。これらの点検によりましてふぐあいを見つけた場合、軽微なものについては、校長等の判断によりまして、予算の範囲内で対応を行っているところです。また、緊急に修理等が必要なもので金額が大きくなるものについては、速やかに教育委員会に報告があり、補正予算を組むなどして対応しているところでもあります。

一方、教育委員会におきましても、定期的な訪問点検、専門家による消防設備や遊具などの各種設備の定期的な保守点検のほか、2年に1度の総合的な法令点検なども実施しているところでもあります。

また、不審者などによる犯罪防止のため、各学校、園におきましては防犯カメラを設置し、子供たちの安全確保に努めているところです。一例といたしまして、警察の協力要請によりまして、カメラの記録について情報提供を行ったところ、事件解決につながったという事例もございます。

以上、学校や幼稚園などの施設は子供たちが1日の大半を過ごす学習、生活の場でありますから、子供たちに決して危険が及ぶことのないよう、安全かつ安心な学校生活を送れることを第一に万全を期しているところでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それでは、自席にて続けて質問させていただきます。

災害時の避難場所の確保については、先ほど町長から話がありました自助、共助、公助のうちの公助に該当するかと私は思いますが、災害対策基本法の改正によりまして、緊急指定避難場所と指定避難場所は、答弁にもあったように違いがあります。もちろん兼ねることもできると思いますが、町では10カ所、別の場所を確保しているようでありますけれども。

この災害対策基本法は、東日本大震災の後、平成25年に改正されたものなのですが、ご存じのとおりだと思いますが、指定避難所は生活関連の物資も配布できるように、被災者の受け入れはもちろんですけれども、そういった項目になったと思いますが、玉村町で26カ所の指定避難場所、避難所、これは災害対策基本法にのっとりた基準に適合はしているのですか。きょうは生活環境安全課長がいないから、わからなければまた後ほどでも結構ですけれども、どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） ご質問の内容なのですけれども、町では、先ほど26と言ったのですけれども、先ほど町長の答弁の中で、道の駅が追加になったので、27ということになります。27の指定緊急避難場所を設けております。内容的には、学校だとか町の施設等々でありまして、形態的なものとしては、基本法にのっとりしているような形で指定されていると思っております。

また、指定避難所でございますが、11カ所ございます。1カ所、多分抜けているのは、福祉目的の避難所で、老人福祉センターを入れているのですけれども、それが落ちたのではないかと思いますけれども、一定期間滞在するために必要な場所ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 避難場所の数とかはわかりましたけれども、指定避難場所のほうが生活が長くできるほうだと思います。今副町長の答弁は逆に答えていたのではないかなと思いましたが、

指定緊急避難場所が一時的だと思うので、それはそんなことで、ちょっと勘違いしているのだと思いますけれども、そんなことだと思います。そんなことで、避難場所が適合しているとすればそれでいいのだと思いますけれども、備えることは大切だと思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も同じような質問を以前もしたことがあるのですが、今の指定避難場所は、平成25年の災害対策基本法の改正の前にしたものですから、今副町長が話をちょっと勘違いしたり、名前が、指定というほうが軽く感じますけれども、これがあると長く生活できるようなところを指定するようになっておりますけれども、ここで生活する、そこでは、指定避難所には生活関連物資を配布できることという項目があるのですが、生活関連物資は、食料や飲料水は当然でありますけれども、毛布なんかも生活関連物資と考えますけれども、毛布なんかの備蓄も玉村町はあるのですか。わからなければ、また後ほど結構ですけれども。

◇議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 町は、災害の起こったときのように、各学校等に物資の保管庫を設けて、その中に毛布だとか食料、水等は備蓄しております。ただ、その数量については、ちょっと担当者がいないのでわからないですけれども、申しわけないです。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。また後ほど担当課長に聞いてみたいと思ひます。

いろいろ、災害発生時の、自助、共助はもちろんですけれども、公助に該当する、先にできることというのが幾つかあると思ひますが、町のほう、課長がいないから、余りそこを聞くのもちょっと失礼なのですが、どんなことを先にやっておけるか、その辺を聞いておきたかったのですけれども、ついでに副町長、よろしくお願ひします。

◇議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 本当に明確な答えができなくて申しわけないと思ひますけれども。

9月6日ですか、ことしも地域防災訓練が行われます。今まで町中の小学校区を指定して地域防災訓練を行ってきたのですけれども、それは水害に対するということで行ってきました。ことしの防災訓練は、震災を想定してということでもあります。

内容的に、公の援助というご質問なのですけれども、まずは皆様に玉村町の置かれたそのときの状況をいち早くお知らせすることが非常に大切だと思ひます。そのために、町ではある資源をフル活用しまして皆さんにお知らせするわけがございますけれども、それには町の広報車なり、消防団

の広報なり、いろいろとあると思います。そのような形で皆さんにお知らせしていくと。もし、あとは、災害が発生した場合には、町の職員のほうを招集しまして、その対応に当たるということでございます。現実には、細かい内容については、マニュアル等がありますので、そのマニュアル等でご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） では、次は関連ですが、ちょっと進めます。

道の駅玉村宿も緊急避難場所に指定されたようで、看板も立てられたようですけれども、以前は町長は、町内で比較的高いところであったり、水道の塔がある、いい場所なので、防災の拠点としたいという話をしておりました。現在の駐車場の様子を見ますと、ヘリコプターの発着はとても無理ではないかと思います。電柱というか、街灯がところどころ立っていて、これはちょっと災害時にヘリコプター、今の時代ですから、援助を受ける側になってもする側になってもヘリコプターの離発着が必要かと思いますが、ちょっと難しいかと思うのですけれども、それどころか、ドクターヘリのランデブーポイントにも多分無理ではないかと思いますが。そんなので、町長が前におっしゃったように、そういったドクターヘリ、ヘリコプターの離発着もできるような災害の拠点にする設計というのか、それはなぜしなかったのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 防災で我々が一番する仕事、何が一番大事か、やっぱり初動なのです。初動に、起きたときに、どう町民にそれを伝えて、どういうふうに町民の人に動いてもらうか、避難するなら避難してもらうか、安全な場所に移動してもらうか、これを我々が動かしていくというのが防災の一番の基本だと思っております。その次にやることは、さっき言った、食料を出したり、いろいろな避難、周りから援助をいただくということで、そういう拠点として道の駅を用意しました。ですから、あそこは交通の便もいいわけですから、避難物資だとか、そういうものが来たときにはあそこへ置いて、それでそれを地域の皆さんに配布ができるような形にしていくと。

私は、あの駐車場をヘリがおりられるぐらいの駐車場につくっていますから、いろんな、街灯が立ったり、高圧線があったりなんかするから、技術的に、今渡邊議員さんが言われたとおり、あそこはヘリの発着は無理なのかなとは思っておりますけれども、まだまだ、今後周りをもっと広げる予定もございまして、将来的には、そういう中で、最終的にはヘリの発着できるぐらいの駐車場を用意して、それができればと思っております。トイレが、あれは24時間対応で、例えば電気が来なくても24時間対応できるという、そういうトイレでございまして、避難物資の集積場所だとか、いろんな面であそこを災害の拠点に使っていくということで、これからもそういうものを、着々と拠点になるような

施策はつくっていく予定でございますので、いろんな面でまたご指導をしていただければと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。

そんなことで、避難者だとか、けが人を避難させて、玉村宿に集まった人、そんな災害時ですから、けがをした人だとか救護を要する人なんかも出てくると思うのですけれども。うちの地域ですけれども、あの地域にも病院もあることだし、そういった医療機関と連携したり、あるいは協定を結んで、そういったときの避難者、負傷者を救護するような協定を結んだりとか、そういった考えは町のほうではないですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 食料だとか、そういうものについては協力関係をいただいておりますけれども、はっきり、この病院とこういうわけであるということは今のところやっていません。ただ、日赤があそこへ来ますから、あそこは、日赤は群馬県の緊急指定病院でございますので、災害時にはすぐ日赤から医療の援助をいただけるということは間違いのないと思います。そのためにも、先ほど笠原議員さんと話したとおり、あそこに橋をつくって日赤と道をつなぐということは、これが今後の大きな課題かなと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。子供たちが事故や事件に巻き込まれないためには、教育長のほうからいい答弁をいただきましたけれども、安全教育なのですけれども、子供たちには相当のいい教育をして、子供たちもそういった意識をしていると思いますけれども、その保護者である親、保護者、親、PTA等にもそういう必要があると思いますけれども、そういったことは実施されておりますか。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 実際に、子供たちと登下校を通しながら、子供たちの危険場所を確認するという作業も保護者なりPTAの活動として取り組んでいただいているということもございます。それから、PTAの行事として、例えばスマホが今大変問題になっております。LINEの関係だとか、大体事件絡みがそういうことが多いと。スマホの使い方についても、危険防止を絡めた講演会等も各

学校で企画して取り組んでいただいているというところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひ、親の子供ですから、親のほうの教育もよろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった、今おっしゃったような教育はもちろんなのですが、そういったソフト面の充実はかなり努力していただいているようではございますけれども、防犯灯や防犯カメラも犯罪の抑止力になるかと思ひますが、防犯灯については、今年度玉村町は全部LEDにかえるようではございますけれども、防犯カメラも、事件の解決に、先ほども話があったようにつながるようでありますので、そういったことも必要かと思ひますが、町内には防犯カメラは幾つぐらいあつて、1基幾らぐらい費用がかかるものなのですか。また、今後増設の予定はどのようになっているか、その辺もお伺ひしたいと思ひますが。

〔「休憩」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 済みません。

今までにつけた箇所は2カ所ございます。これは、岩倉橋のところと県立女子大についております。それから、今年度4カ所つける予定になっております。これは、橋を中心に行います。伊勢玉大橋、それから五料橋、玉村大橋、福島橋の4カ所、計6カ所という状況になっております。各学校につきましては、各校とも3台、防犯カメラのほうを設置されております。なお、幼稚園につきましては2台ずつついているという状況でございます。

◇議長（柳沢浩一君） ちょっと休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開をします。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。金額はまた別に、後でも結構でございます。

教育長がご答弁いただいて、パトロール隊とか青パトの方々が、通学時間帯、下校時間帯ですか、巡回、巡視してくださって、安全だと思います。それはさらに進めてもらうことは抑止力になると思いますけれども、さらに広げて、できるならば長寿会だとか居場所の方々にも協力いただく、そういった要請も町のほうからしたらどうかと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですけれども、町の公共施設の小規模な改修やメンテナンスについてお伺いをいたします。文化センターですが、建設以来20年以上経過しているという話でありますけれども、多分あっちこっち傷みが出ているところもあるのではないかと思いますけれども、不特定多数の方が出入りする施設ですから、そして施設の性質柄、きれいにしておかななくてはならないと思います。よろしくお願ひしたいと思いますけれども、消防設備とか法律で定めるものについては、当然、決まった点検だとかをやっていると思いますが、ほかにも多分ふぐあいがあるのではないかと思いますけれども、それはそれで。

文化センターの中のトイレのことなのですけれども、最近では生活様式の洋風化が急激に進みまして、和式のトイレだと用が済ませられない子供だとか女性の方とかがいる時代であります。何か聞いてみますと、和式トイレがまだ残っているみたいなのですが、トイレが幾つあって、幾つ洋式で、幾つ和式になっているのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） まことに申しわけないのですけれども、具体的な数までは把握していないのですけれども、町としても、和式から洋式にして、できるだけ利用者の方の便利を図るような形に努力しております。済みません。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） この時代背景を見ますと、そんなことは、今でなくて、わかっている人もいるかと思うのですけれども。学校においても同じことが言えると思うのですけれども、心がけるのではなくて、ぜひやってもらいたいと、不便を感じている方もいます。

文化センターの利用者って、年間、多分5万人以上いると思うのですけれども、やはり利用者とか稼働率とかも平成22年ごろから減少傾向にあるようではすけれども、やっぱりこういった細やかな配

慮をすることによって、トイレのことになりますけれども、利用者もふえて稼働率もよくなるのではないかと、そんなような気もしますので、ぜひ、メンテとか小規模改修の中に入るかと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうですか、課長。

◇議長（柳沢浩一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 文化センターにおきましても、平成26年度で全体の利用者は24万5,301人ということで、大勢の方に利用していただいております。今議員さんのお話がありましたとおり、できるだけ利便性を高める形に努力をこれからしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） やっぱり、関連の質問ですけれども、社会体育館なのですけれども、町長のほうから答弁がありました、大分老朽化も進んで、外壁なんかも傷んでいるようですけれども。特殊建物定期検査ですか、これを隔年でやっているそうですけれども、余り色あせたり傷んでいるのに放置しておく、大規模改修が必要になって、結果的に費用がたくさんかかることになってしまうので、なるべく早いうちに予算をどうにか、箱物ですから大変なのですけれども、予算をつぎ込んでも、トータル的に少なくなれば、節約できればいい話だと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。役場の庁舎なんか数年前に大規模な改修をしたようですけれども、やはり、初めは雨漏りがしているよなんていう話が、いつの間にか時間がたつにつれて大規模な改修をしなくてはならないようなことになったのだと思うのですが、そんなこともあるので、なるべく早いうちにやったほうがいいのかと思ひます。

また、体育館は、利用形態からスポーツとかを行う場所ですから、ふぐあいがあれば何がなんかも起こすことも考えられます。去年の、ことしですか、2月、冬、剣道をやった中学生がけがをして、町でも費用負担をするような結果になった経緯がありますけれども、やはり、施設内、体育館内の巡視だとか巡回だとか安全点検も必要と考えますけれども、こういった点検はやられているのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 体育館の点検についてお答えをさせていただきますが、質問者からもありましたように、アリーナのねじが出っ張っていたということもありまして、けが人を出してしまったという事故がございまして、それにつきましては即座に業者を呼んで点検をしたところでございます。その後につきましても、3カ月に1回程度ですか、業者を呼んで点検をしておりますし、職員においても、特に休館日、目視で、不備がないか、故障がないか、トレーニングルームと同時に目

視による点検を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 引き続き、そんなことで、事故防止とかふだんのメンテナンス、そういったこともやる必要があるかと思えます。よろしく申し上げます。

次に、道の駅玉村宿の関係の質問になりますけれども、笠原議員の質問に答弁いただいて大体わかる部分が多いのですけれども、当初の目標で1日100万円の売り上げ、年間4億円の目標というのを話していたようだけれども、3カ月が経過しまして、どうですか、この先、その目標を達成できそうですか。手応えのほうは。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 売り上げの関係でございますけれども、確かに3カ月経過した段階では、割り返しますと1日100万円を超えておりますので、今のところ順調といえば順調ということだと思います。ただし、それも6月がかなりしょってけている部分もありますので、これから先の3カ月、次の3カ月と考えた場合には、やはり相当眉毛を湿していかないとというような気持ちでおるところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひ、その目標に向かってというか、それぞれ関係者といろいろ協議しながら、いい方向で進めてもらいたいと思えます。

また、道の駅に入っている業者とか農産物を出荷している方だとかは、町のほうからあるいは駅長のほうから、どのくらいの話というか、申し入れというか、要望というか、出せるものなのか。お願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 済みません、ちょっと質問の意図がよく。もう一回よろしいでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 玉村宿に入っている業者、食堂業者あるいは農産物を出荷している人もいれば、幾つかそういった業者の方が入っていると思うのですけれども、その人たちに町のほうあるいは駅長のほうからいろんな申し入れができる範囲はどの辺なのか。例えば食堂でしたら、貸してい

るのだから、そちらのほうで全て、町の話は、悪いですけども、聞きませんよという状況なのか、町から、これはだめだから、もっとメニューをふやせとか、そういう話ができるかと、そういうことです。あるいは、農産物のほうでしたら、この品は悪過ぎるから、ちょっとここでは売れないよとか高過ぎるよとか、そういったことが言えるのかどうか、その辺が聞きたいと思うのですけれども。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 質問の意図がわかりましたので、お答えしたいと思います。

まず、農産物等につきましては、質の問題はもちろんあります。最初に栽培履歴、そういったものがまずクリアできるというのが一番最初の課題で、その次には値段の設定がどうかと、これでは売れないよとか、当然、そういうこともある場合には、道の駅の幹部のほうから指導が出たり、アドバイスが出たりということは実態としてあるようでございます。また、例えば食堂ですとか、そういったところにつきましても、基本的にはテナントのようなものですから、そこの入っているところの意図でやっているというのが基本ですけども、全体の運営の立場から、道の駅全体のメリットとしてこうあるべきだという内容にありますれば、当然、道の駅の駅長のほうからお願いなり改善なり要望はしていくというようなことで、全体的に中身が充実されて、なおかつ売り上げが伸びるよという方向で協力はしていただくというような形だと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 直接は駅長が玉村宿の責任者だと思うので、権限を強くさせるというか、持ってもらって、いろいろ、改善にしても、例えばメニューを変えるにしても、値段設定にしても、そのぐらい権限を持ってもらったほうがいいのではないかと。あるいは苦情処理なんかも、ワンステップ置くのではなくて、1人で、聞いたことを直接、こういう苦情が入っているぞとか言えるかと思うので、駅長に権限を持たせたほうがいいかなと思いますけれども。

また、農産物なんかは、栽培履歴なんかの関係もありましようけれども、品物の数だとかいい品物をつくらせるとか、そういうのはやっぱり、農協とか指導センターとかの世話にならなくてはならないと思いますけれども、栽培講習会をするとか、そういった指導をするとかをして、いいものを集め、数をふやしていくというのも大事だと思うのですけれども、そういった計画あるいはそういうことは現在やっているかお伺いします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 今のところ、そういった栽培講習会ですとか品質を高位に保つような研究会だとか、そういったところはしているというふうには聞いておりませんが、もともと

募集のときから町内のある程度しっかりやっている農家の方を集めておりますので、まずはスタートはできているのかなというふうに思っておりますし、その後、いろいろな方も参加は当然してきておりますので、これからは、今議員さんがおっしゃるように、そういった均一化ですとか、高位均一化、そういった関係、それから当然、栽培履歴もありますし、新しい品目を開発してもらうとか、そういったことも含めていろいろ研究会、勉強会もしていくということは大事だなというふうに思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひお願いしたいと思っておりますけれども。

それと、笠原議員もおっしゃっていましたが、出荷組合ではないですけども、そういった組織をつくってもらえれば、組織の中で、値段にしても品物のよしあしにしても均一性がだんだんとれてくるので、そういった組織をつくるような指導もしたほうが、出荷者側の、思いますけれども、その辺の計画とかはありますか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 今のところ計画はないというふうに思っておりますけれども、それをつくる、つくらないは別といたしましても、いずれにしても、農家の、出荷者とのコミュニケーション、一緒に話す機会、そういうところは充実をしていかななくてはなというふうに思っているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） よろしく申し上げます。

私の住むうちは玉村町の一番西のほうですけども、町の西のほうにはコンビニが1軒と魚屋が1軒あるだけで、そしてほかのほうには店がないわけですね。高崎市も、東端になりますと、コンビニが1軒あるだけです。そんなことから、不便だとかという言い方だとちょっと失礼なので、余り重宝ではないような気がする部分が多くて、地元の方も、品物がないよとか少ないよとかという話もよく聞くのですが、その辺、条件がいいのだから、道路もいいし、そういった、周りにも競争も少ないのですから、今のうちにリピーターをふやしておく必要があると思うのです。ぜひその辺の考えをお聞きしたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） もちろん、リピーターをふやすというのが一番基本的な課題かなと

いうふうに思っております。聞くところによりますと、高崎市の東のほうの地区というのが案外そういう、スーパーですとか、特に肉の関係なんかも余り場所がないようなふう聞いておりました、高崎市の東部地区の人が結構リピーター的に来てくれているようなお話も伺っておりますので、そういったところは特に伸ばしていく必要があると思いますし、そのほかの地区の人も取り入れていくということで頑張っていきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、品物があるとかないとか、品物がいいとか悪いとかとは今度は別に、例えば対応、もてなしがいいとか、あそこへ行くと何か気が休まるよとか、そういった工夫も大切だと思うのですが、その辺のことも教育として職員なりにしたほうがよろしいかと思ひます。

あともう一つは、この間もふるさと創生有識者会議を議会として傍聴したのでありますが、そのときも話が出ていましたけれども、循環バスだとか高崎市行きのバスを道の駅の中に乗り入れさせて利便性をよくすれば、いろいろ、先々いいのではないかという話を出していた有識者もいましたけれども、その辺についての、町長からもちょっと答弁がございましたけれども、具体的などか、町長のお話ですと、高崎市の副市長と話ししているというところでしたけれども、具体的な話もあるのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） まだ高崎市がどういふふうになら進めていくかというのは、細かい話は聞いていませんけれども、あそこへ高崎市はバスターミナルをつくるということで、当初から話し合いをしてきました。そして、お互いに相乗効果を持って、両方でプラスになるような形で進めていきたいと思いますというのが基本的な考え方でございます。今後も、高崎市とはいろんな面で協力をしながら、例えばイベントなどは両方で一緒にする、両方にお客を集めるということをする、そういう形で、今まで以上にたくさんのお客さんがあの周辺に来るような、そんなような形で今後とも進めていきたいと思っておりますので、高崎市にもなるべく早くつくっていただいて、両方で競争しましょうという話し合いをしております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員、今、防犯カメラの件について、設置の費用について詳細な話がわかったのですけれども。

総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 大変ご迷惑をおかけしました。

まず、岩倉橋の設置なのですけれども、25年度に設置しました44万1,000円、女子大のと

ころが1台51万8,400円、27年度予算が4台分で233万2,800円でございます。1台当たりになりますと58万3,200円、27年度、これは12月に設置予定でございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。

時間になりますけれども、道の駅は私の住む地元でございますし、町長も町の玄関口と申しているし、また情報の発信基地として力をなお入れている施設でもあるので、ぜひ盛り上げて、協力していきたいと考えていますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。



○散 会

◇議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あす、明後日は、土曜日、日曜日のため休会となります。

9月7日の月曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後4時56分散会